

令和2年度第1回 宗像市文化財保存活用地域計画協議会

期日：令和2年8月4日（火）

時間：10時00分から

会場：海の道むなかた館 講義室

会 議 次 第

1. 開会あいさつ

2. 前回議事録の確認（事前配布資料1）

3. 諮問

4. 議事

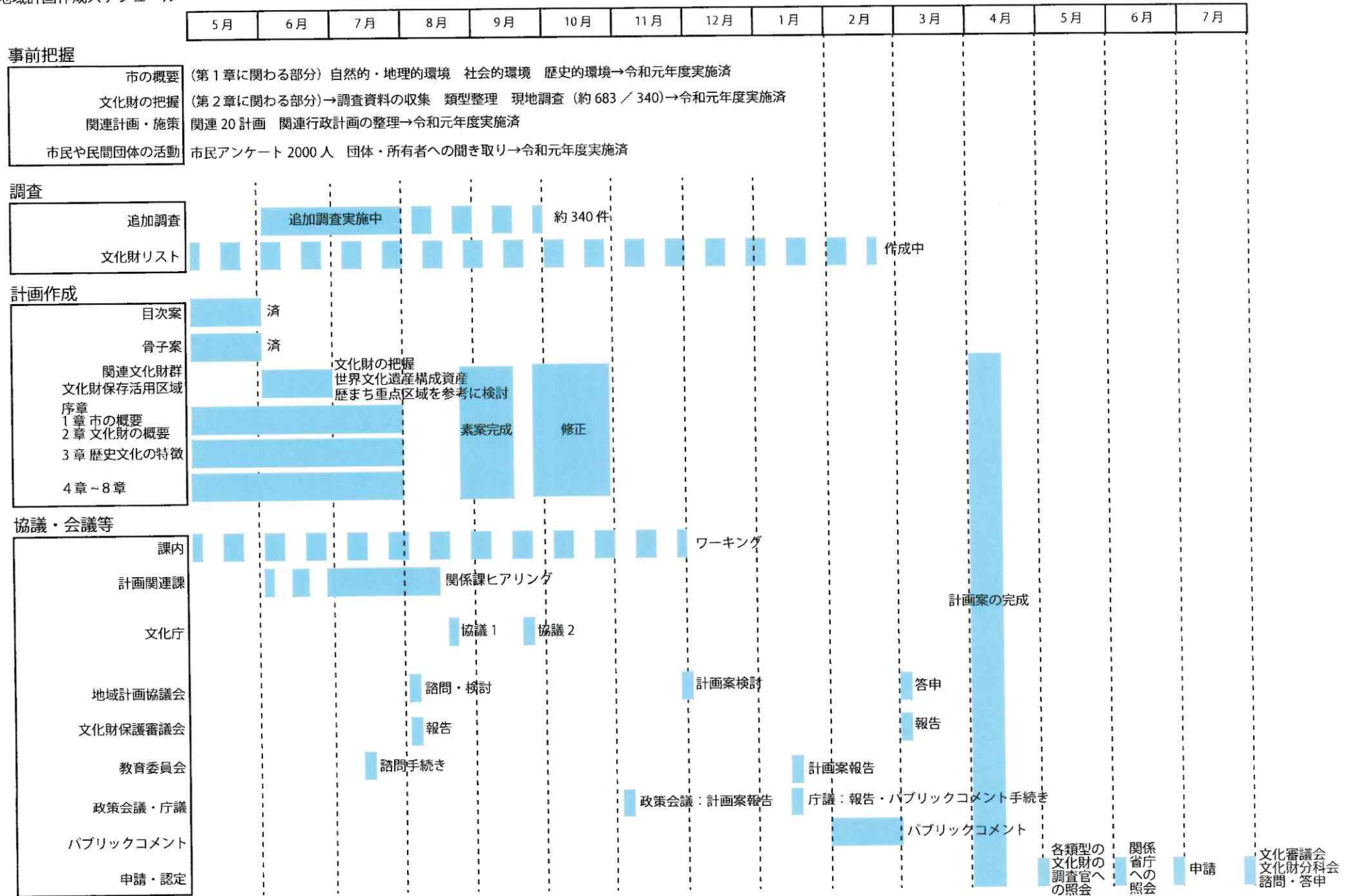
文化財保存活用地域計画について（配布資料2～4）

5. 閉会あいさつ

次回開催

令和2年 月 日（ ）

地域計画作成スケジュール



【令和 2 年 8 月 4 日現在】

宗像市文化財保存活用地域計画
(案)

宗像市

目次

序章

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の位置付け
3. 計画期間
4. 計画の対象
5. 計画策定の体制及び経過

第1章 宗像市の概要

1. 自然・地理環境
2. 社会環境
3. 歴史環境

第2章 宗像市の歴史文化遺産

1. 歴史文化遺産調査の概要
2. 歴史文化遺産の概要
3. 宗像市の歴史文化遺産の特徴

第3章 宗像市の歴史文化

1. 歴史文化とは
2. 宗像市の歴史文化
3. 宗像市の維持向上すべき歴史的風致
4. 歴史文化の特徴

第4章 関連歴史文化遺産群と歴史文化遺産保存活用区域

1. 関連歴史文化遺産群
2. 歴史文化遺産保存活用区域

第5章 歴史文化遺産の保存と活用に関する現状と課題

1. 調査研究に関する現状と課題
2. 保存に関する現状と課題
3. 活用に関する現状と課題
4. 推進体制に関する現状と課題

第6章 歴史文化遺産の保存と活用に関する方針と措置

1. 目指す将来像
2. 基本方針
3. 措置

第7章 関連歴史文化遺産群の課題と措置に関する事項

第8章 歴史文化遺産保存活用区域の課題と措置に関する事項

第9章 計画の進捗管理と評価の方法

資料編

1. 歴史文化遺産リスト
2. 市民アンケート

序章

1. 計画策定の背景と目的

宗像市は福岡県の北部、政令指定都市の福岡市と北九州の間に位置し、豊かな自然環境に恵まれ、歴史と文化が息づいたまちです。

本市域は、沿岸部に位置し大陸との距離が近いことから、古来より海を介した往来が盛んで、時には大陸からの玄関口としての役割を果たし、ここに暮らす宗像の人々は、弥生時代の稲作伝来や古代におけるヤマト王権の対外交渉、中世の日宋貿易や近世の廻船業の一翼を担いました。一方、陸路では古代に都と地方行政機関の大宰府を結ぶ官道が通り、近世には街道が整備されて宿場町がつくられ、多くの「ひと」や「もの」が往来しました。本市はこのような歴史的背景の元で独自の歴史文化を形成し、現在に至っています。また、その中から生まれた多種多様な歴史文化遺産が今も数多く受け継がれており、市民にとっての誇りとなっています。その中でも平成 29 年（2017）に世界文化遺産に登録された「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」は本市の歴史文化を代表するものといえます。

平成 27 年（2015）に策定した第 2 次宗像市総合計画基本構想において、将来像「ときを紡ぎ躍動するまち」を掲げ、「歴史文化を継ぎ育むまち」を位置付けています。令和 2 年（2020）には、第 2 次宗像市総合計画後期基本計画がスタートしました。ここでは、具体的方針として世界文化遺産だけではなく、指定・未指定を含めた市内全域の歴史文化遺産の保存と活用を掲げ、主に取り組む事業を定めています。本計画の策定もその事業の一つです。また、文化財行政とまちづくり行政の一層の連携と歴史文化を活かしたまちづくりの積極的な推進を図るため、平成 28 年（2016）には「地域における歴史的風致の維持向上に関する法律」（通称：歴まち法）（平成 20 年（2008）5 月施行）に基づく計画の策定を始め、平成 30 年（2018）には主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）の認定を受けました。現在はこの計画に基づき、歴史的建造物の保存・活用や周辺環境の保全・形成、歴史文化を反映した活動の支援、歴史文化遺産の調査研究やこれらを活かした普及啓発や観光振興の取り組みを進めています。

近年、歴史文化遺産を取り巻く周辺環境は大きく変化しています。本市の人口構成は少子高齢化傾向にあり、将来は人口減少に転じ、少子高齢化傾向が一段と強くなると予想されています。また、社会構造の変化により、地域コミュニティ活動の弱体化も見受けられます。このような社会環境の変化から、地域の歴史文化遺産は、担い手などが減

少することで継承が困難になってきており、また、その価値が認識されないまま失われつつあるという課題を抱えています。さらに、地震や水害などの自然災害は、人命や歴史文化を失うだけでなく、地域の独自性喪失の危機をもたらします。

このように「宗像市文化財保存活用地域計画」は、歴史文化遺産を取り巻く周辺環境も考慮しながら総合計画が掲げる「ときを紡ぎ躍動するまち」「歴史文化を継ぎ育むまち」の目標実現に向け、より一層、積極的に歴史文化遺産の保存・活用を推進するために策定するもので、本市文化財行政のマスタープランとアクションプランとしての役割を担っています。

2. 計画の位置付け

本計画は、まちづくりの指針・方針・取り組みを示した「宗像市総合計画」を上位計画とし、本市の歴史文化遺産の保存・活用に関する方針や取り組みを詳細に示したマスタープランおよびアクションプランとして位置付けます。また、本市の文化芸術振興基本条例の「文化芸術」のうち「地域の伝統又は生活に根ざした文化並びに文化財等」「有形及び無形の文化財並びにその保存技術」に関する保存・活用の方針や取り組みについては本計画に、そのほかの文化芸術については、文化芸術の振興を通じ総合的なまちづくりを推進するための方針や取り組みを記した「宗像市文化芸術のまちづくり 10 年ビジョン」に記載するものとし、本計画との調和を図ります。そのほか、教育・まちづくり・観光・環境・防災・市民協働・福祉などの関連計画とも整合・連携を図りながら歴史文化遺産の保存・活用を推進します。

○関連計画

宗像市第 2 次環境基本計画

宗像市学校教育基本計画

健康むなかつた食育プラン

第 2 次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画

宗像市産業振興計画

宗像市サイン整備基本計画

宗像市地域防災計画

宗像市歴史的風致維持向上計画

宗像市第 2 次都市計画マスタープラン

宗像市景観計画

宗像市景観まちづくりプラン

『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群包括的保存管理計画

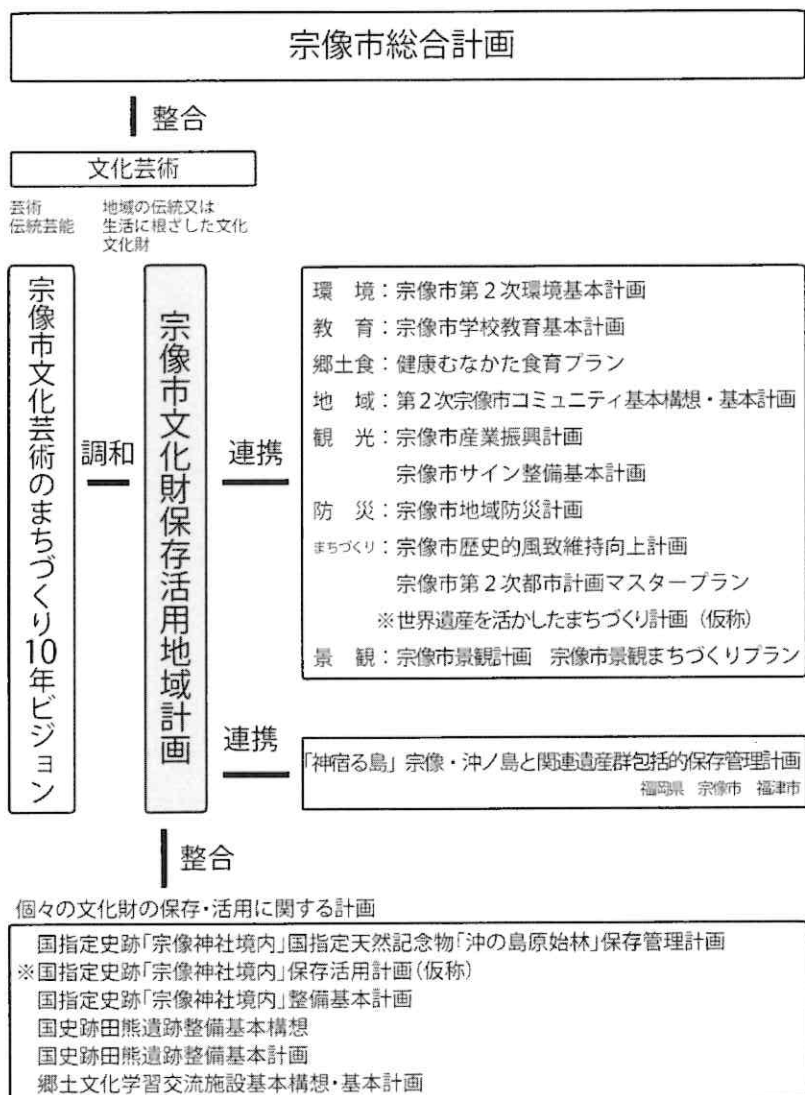
国指定史跡「宗像神社境内」整備基本計画

国史跡田熊石畑遺跡整備基本構想

国史跡田熊石畑遺跡整備基本計画

郷土文化学習交流施設基本構想・基本計画

図 関連計画と地域計画の位置付け



3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021）から令和12年度（2030）までとします。

なお、上位計画となる「第2次宗像市総合計画後期基本計画」が令和6年（2024）度までであることから、これら計画の内容変更により本計画と不整合が生じた場合や、歴史文化遺産の保存・活用に関わる大きな状況の変化が生じた場合には、適宜見直しを行います。

4. 計画の対象

本計画は、市内に所在する全ての歴史文化遺産を対象とします。

文化財保護法では、「文化財」を「我が国や地域の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」としています。また、法では文化財を有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の6つに分類し、埋蔵文化財や伝統的保存技術も含め保護の対象としています。また、「福岡県文化財保護条例」や「宗像市文化財保護条例」で規定する文化財も文化財保護法に準じたものになっています。

本市では平成29年（2017）の世界文化遺産登録に伴う活動を契機に、行政や地域の歴史や文化に対する意識が高まり、以降、本市の歴史・社会・自然を反映した次の世代に受け継ぐべき多様な遺産が再発見・再認識され、まちづくりに活かす動きが活発になっています。しかし、法に規定された「文化財」の概念や分類だけでは、本市の多様な遺産の魅力や価値を多面的に捉え、これらをより効果的に保存・活用するには難しい状況があります。

そこで、本計画では、本市の歴史・社会・自然を反映した次の世代に受け継ぐべき多様な遺産を「歴史文化遺産」と定義し、「もの」「こと」「ひと」「ばしょ」の視点で幅広く捉えました。また、それぞれの魅力や価値をさらに高めるため、それぞれの歴史文化遺産の関連性についても整理しました。なお、本計画で言う歴史文化遺産は従来の「文化財」の概念や類型を包含し、指定・未指定文化財も含めたものとなっています。

図 文化財保護法における文化財の種類



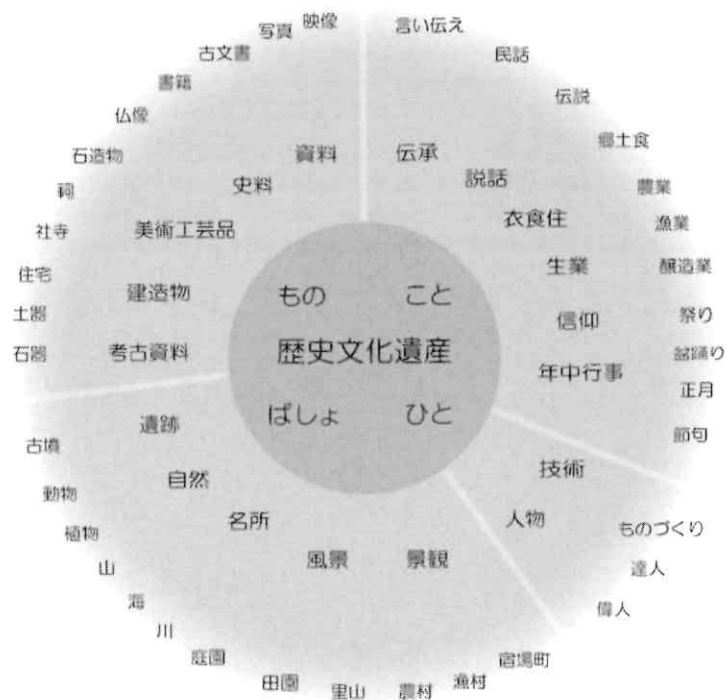
文化財の保存技術

文化財の保存に必要な材料や用具の生産製作、修理・修復の技術等

埋蔵文化財

土地に埋蔵されている文化財

図「歴史遺産」の捉え方



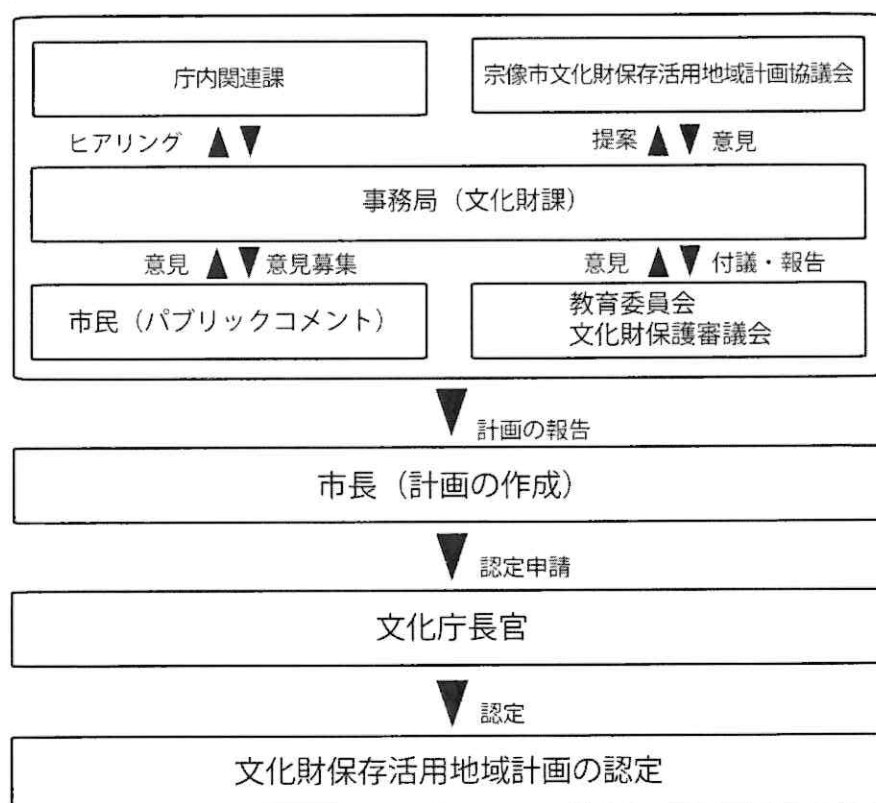
5. 計画策定の体制及び経過

本市の歴史文化遺産や歴史文化、それらを取りまく環境を的確に捉え、課題を導き出し、今後の方針や取り組みについて市民に分かりやすく示すことを主眼に、また、本計画を実効性のあるものにするため、次の経緯で策定を行いました。

(1) 計画策定の体制

本計画の策定は下記に示すとおり、指定文化財の所有者、学識経験者、地域づくり活動、文化財の保存活用団体、市民代表の外部委員で構成される「宗像市文化財保存活用地域計画協議会」を設置し、意見を求めました。また、内部の意見調整や情報共有を図るため関係課にヒアリングを行いました。

図 宗像市文化財保存活用地域計画の策定体制



氏名	所属	選出区分
◎河上 信行	福岡県文化財保護審議会専門委員	学識経験者
○伊崎 俊秋	九州歴史資料館文化財調査室長補佐	学識経験者
高山 國敏	吉武地区歴史・伝統文化保存振興会事務局長	文化財の所有者
立部 瑞真	鎮国寺住職	文化財の所有者
田中 久美子	福岡工業大学准教授	学識経験者
竹川 克幸	日本経済大学教授	学識経験者
吉村 一彦	マルヨン醤油株式会社専務取締役	教育委員会が必要と認める者
本田 藍	地域おこし協力隊	教育委員会が必要と認める者
石村 陽子	むなかた歴史を学ぼう会	教育委員会が必要と認める者
山田 久	田熊石畑遺跡村づくりの会村長	教育委員会が必要と認める者
江藤 富男	宗像歴史観光ボランティアの会	教育委員会が必要と認める者
鎌田 隆徳	一般公募による市民代表	教育委員会が必要と認める者

オブサーバー 福岡県教育庁教育総務部文化財保護課

本計画は、次の会議等開催の経過と作業を経て策定を行いました。

令和元年度(2019 年度)	名称	内容
令和元年●月●日	令和元年度第 1 回文化財保護審議会	計画策定の報告
令和元年●月●日	第 1 回宗像市文化財保存活用地域計画協議会	計画策定の報告
令和元年●月●日		
令和 2 年度(2020 年度)		
令和 2 年●月●日		

1) 歴史文化遺産の把握

○現地調査

市内全域を対象に現地調査を実施しました。ここでは、調査票記入や写真撮影による記録を実施しました。

○既往調査成果の収集・整理

過去の行政機関や郷土史家などの調査成果について、報告書などの刊行物を収集・整理しました。

2) 活動の把握

○ワークショップ

田熊石畑遺跡村づくりの会を対象に「これからの文化財の保存と活用について - 今後の田熊石畑遺跡村づくりの会の活動を考える -」をテーマにしたワークショップを開催しました。活動参加への動機や現状と課題、将来像や今度の活動へのアイディアなどについて意見交換を行いました。

○聞き取り調査

指定文化財の所有者や歴史文化遺産を支える活動団体等に対し、聞き取り調査を行い、それぞれの視点から保存・活用の現状や課題について多くの意見が寄せられました。

3) 意識の把握

○市民アンケート

18 歳以上の市民 2000 人を対象に、歴史文化遺産に対する意識を把握するため市民アンケートを実施しました。歴史文化遺産への関心度や認知度、保存・活用の方向性やこれらの活動に対する参加意向について質問し、800 人から回答を得ました。

4) 方針や取り組みの検討

○ワーキング

把握作業により得られた現状や課題を文化財課においてワーキンググループを組織し整理を行い、方針や計画構成について検討しました。

第1章 宗像市の概要

1. 自然・地理環境

(1) 位置

宗像市は福岡県北部沿岸の福岡市と北九州市の両政令指定都市の間に位置し、両市の中心部との距離は約 30 km です。東側は遠賀郡岡垣町、遠賀町、鞍手郡鞍手町、南側は宮若市、西側は福津市と接しています。また、北側は玄界灘に開け、沖合には大島・地島・勝島・沖ノ島の離島があります。市域面積は 119.94 km²、うち離島面積は 10.01 km² です。

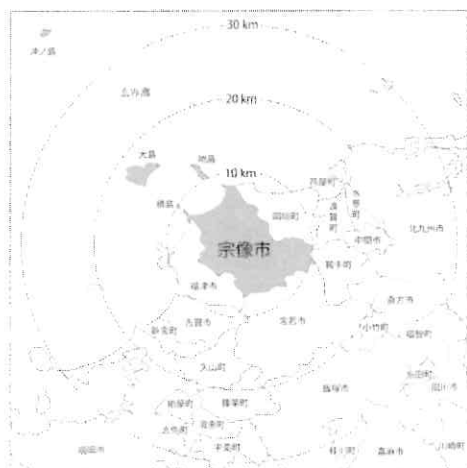
図 宗像市の位置



図 沖ノ島との位置関係（資料：国土地理院）



図 宗像市と近隣市町村との位置関係



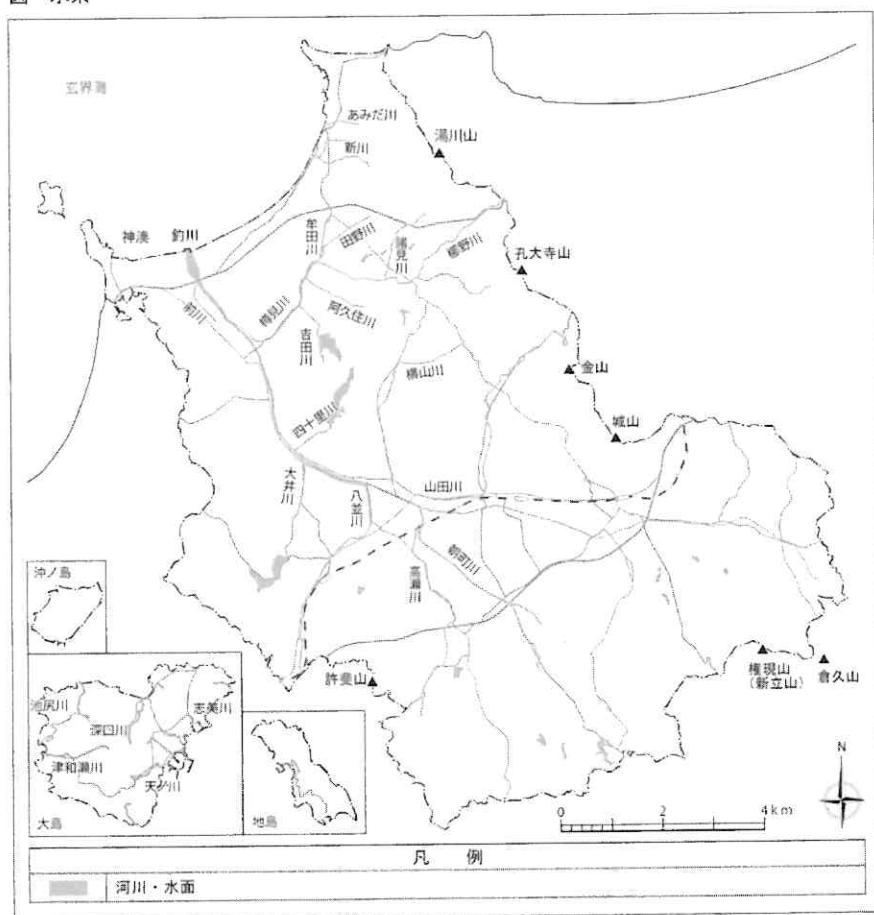
(2) 地勢

北が玄界灘に開け、その他の三方を標高 200～400m前後の山地や丘陵に囲まれた盆地のような地形をしています。また、離島は、山地が多く平坦地は少なくなっています。地形の割合は山地・丘陵 56%、（上位・下位）段丘 16.7%、洪積低地 20.8%、微高地 0.4%、旧河道 0.3%、砂丘 3.6%、水域 2.7%です。

1) 水系

離島を除いて宗像市吉留の倉久山（標高 223.9m）を水源とする独立河川の釣川流域で構成されています。周囲の山地や丘陵に降った雨は高瀬川・朝町川・八並川・大井川・山田川・横山川・四十里川・樽見川・阿久住川・吉田川の支流を流れ釣川で合流し、江口地区の浜で玄海灘に注いでいます。流域面積は 101.5 km²、幹線流路延長 16.3 km の 2 級河川です。釣川は流域面積が狭く長さも短いことから、水を確保するため、市内には多数の井堰やため池が設けられています。

图 水系



2) 地形・地質

山地から沿岸、離島に至るまで地形の変化に富み、市域の一部では、地質との関係がよく表れた地形が見られます。

○山地

市東部には、本市で最も標高が高い孔大寺山（498.8m）があり、その南北に湯川山（471.3m）・金山（317.3m）・城山（369.2m）が連なっています。これらの山は関門層群と北崎トータル岩によって形成され、頂部が急で麓が緩やかな姿をしています。市民は4つの山が連なる美しい山並みに愛着や親しみを込め「四塚」と呼んでいます。

○丘陵

市内周囲を囲む山地と釣川沿いに発達する沖積平野の間には標高数十 m 程度の丘陵が広がっています。市内の多くの住宅地はこの地形を利用して造成されました。ここでは、沖積層や南部の山地のみに分布する三郡変成岩や脇野亜層群を除くすべての地層と岩石が見られます。また、砂丘層からなる沿岸部の一帯では、緩やかな弧線を描いた砂浜の海岸線とその後背にはさつき松原があり、風光明媚な景観が広がっています。

○島・半島

大島・地島・勝島・沖ノ島の離島は、沖合の沖ノ島を除き、関門層群下関亜層群で構成されています。九州本土沿岸部の海に突き出した鐘崎と草崎の2つの半島も同様で、これらの南西側では、層理面の影響により急で険しい崖が形成され、荒々しい玄界灘の様子を連想させます。

○平野・扇状地

釣川沿いの沖積平野は海や河川の堆積作用によって形成されています。市内中部より下流域は、海水の影響を受けて形成された平地なのに対し、上流域は河川の氾濫による影響を受けて形成された、緩やかな勾配を持つ平野が形成されています。また、鐘崎地区では扇状地地形が見られ、扇状地堆積物の砂礫層が確認されています。これら一帯では米・麦・大豆など多様な農産物が生産され、その一部は市民の食卓にのぼっています。



四塚の山並み



さつき松原

図 地形

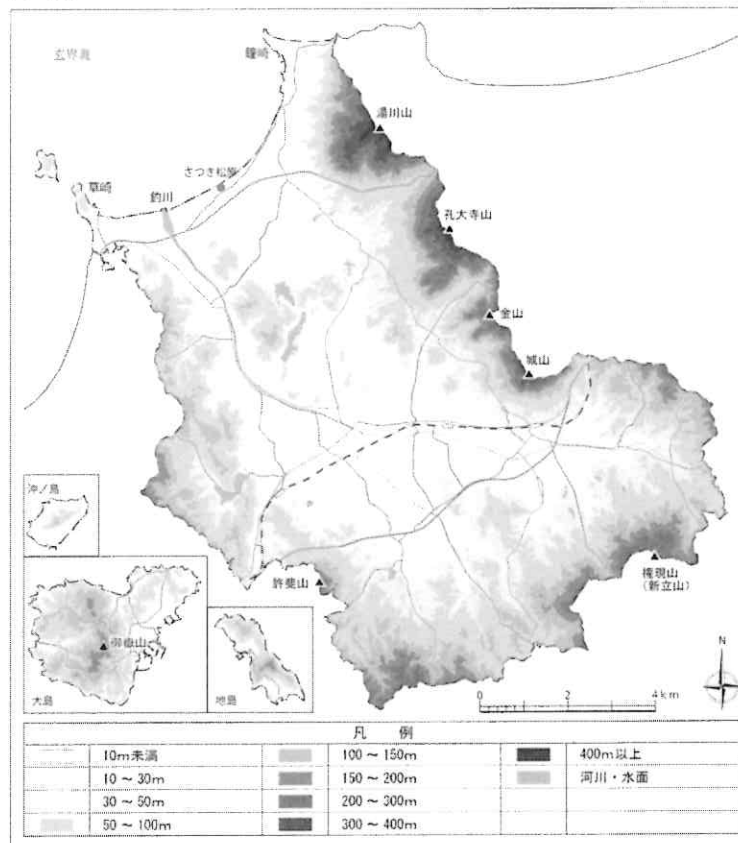
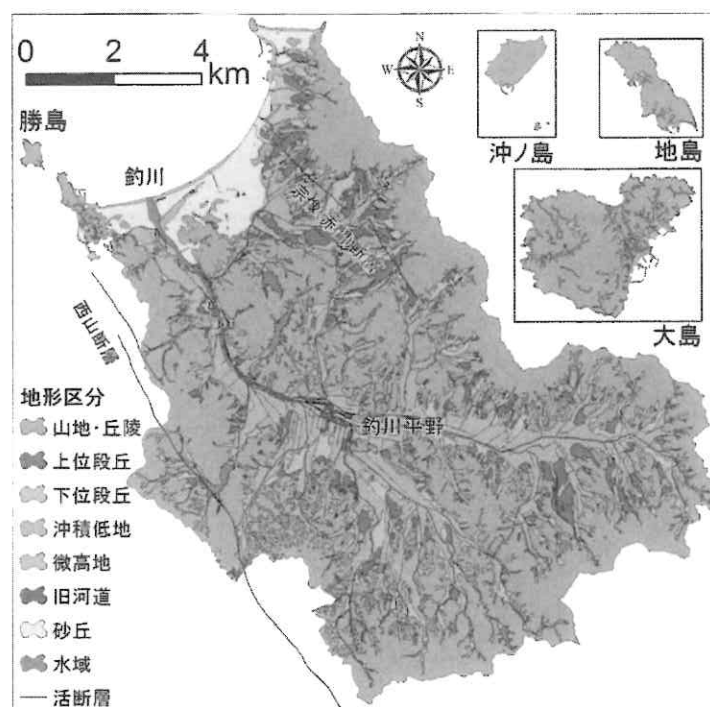


図 地形区分



(3) 気候

日本海型気候区にあり、夏季は梅雨と台風の影響が多く、冬季は日本海側にありながらも降雪量が少ないという特徴を持っています。気温と降水量の平年値（平成27年（2015）～令和元年（2019））を見ると、年間平均気温は19.3℃と比較的温暖な気候風土ですが、夏季は最高気温が30℃を超える暑さが続く一方、冬季には氷点下になることもあります。年間平均降水量は1,686 mmで月別では66 mm～271 mmの範囲にあり7月がピークとなります。

また、風を見ると冬季の西寄りの強い季節風や、夏季の強い南寄りの風、春季や冬季の東寄りの強い風が吹くのが特徴です。今日では家電技術や家屋構造により快適な居住空間を作ることが可能になり、気温や風を意識することは少なくなりましたが、農業漁業地域ではこれらを意識した建物配置など今も暮らしへの工夫が残っている地域もあります。

図 月別の平均気温(平成27年(2015)～令和元年(2019))(資料:気象庁HP)

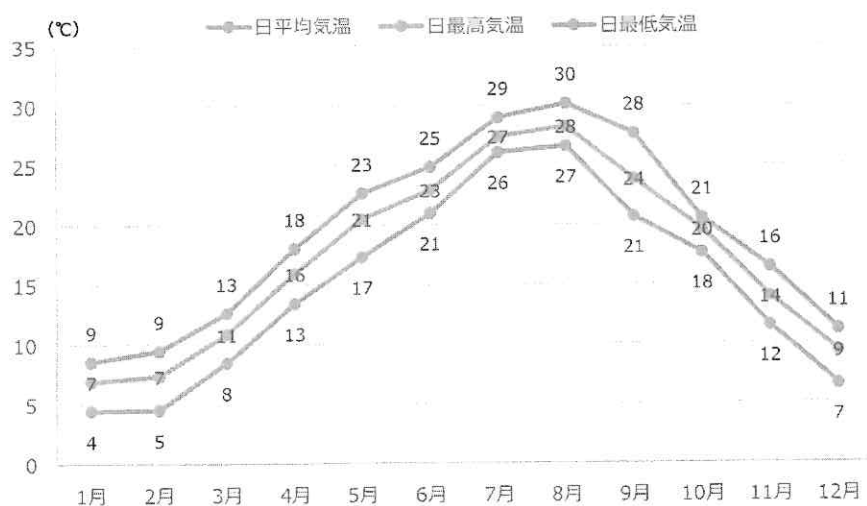
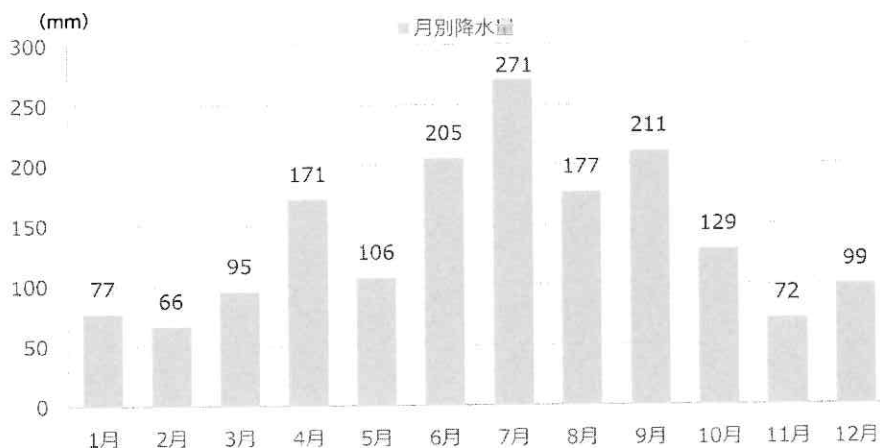


図 月別の降水量(平成27年(2015)～令和元年(2019))(資料:気象庁HP)



（４）生態系

変化に富んだ地形は多様な植物相や植生を生み出し、そこには様々な生物が生息し、豊かな生態系を育んでいます。人々の活動はこれらに強い影響を与え、時には存続の危機をもたらすこともあります。里山に見られる生態系のように人々の営みによって生まれ守られてきたものもあります。

１）植物

釣川とその支流の流域はほぼ水田が占め、水性植物群が広がっています。山地には、標高が高い場所では照葉樹林などの自然林が目立ち、標高が低くなると、大部分がスギやヒノキの植林が占めています。住宅地以外の丘陵には植林と二次林が見られ、そこに点在する里山の周囲にはシイやコナラなど人々に利用されてきた雑木林が広がっています。また、沿岸部の海岸には草本や低木からなる自然裸地とその後背はクロマツの植林が広がり、２つの突き出た半島には自然林が見られ、鐘崎の半島の先端には福岡県指定天然記念物の「織幡神社のイヌマキ天然林」があります。離島は二次林が優勢ですが、沖ノ島は対馬暖流の影響を受け、オオタニワタリやビロウなど南方系の植物が多く、島内全域に広がる自然林は国の天然記念物「沖の島原始林」に指定されています。宗像市植物目録（平成31年（2020））によると、本市には植栽・管理された種を除く約1300種が自生し、この中には希少種や絶滅危惧種など優先的な保護の対象となっているものもあります。市の花であるユリ科のカノコユリはそのうちの一つで、地域団体や市民が積極的に増殖や環境保全などに取り組んでいます。

２）動物

哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類・昆虫・水生生物を対象として実施された「宗像市自然環境調査結果報告書」（平成19年（2007）、平成29年（2017））によると、在来種、外来種を含め1500種以上が確認されています。しかし近年、里山に生息する両生類・水生昆虫・水生生物などのように、生息環境の変化により個体数が激減し絶滅が懸念される生物もいます。

オオミズナギドリは、沖ノ島に生息する国の天然記念物に指定されている市の鳥で大型の水鳥です。宗像の漁師はこの鳥を「オガチ」と呼び、昔は魚の群れを目当てに水面に集まるオガチを目当てに漁を行いこの漁法を「オガチ漁」と呼んでいました。

2. 社会環境

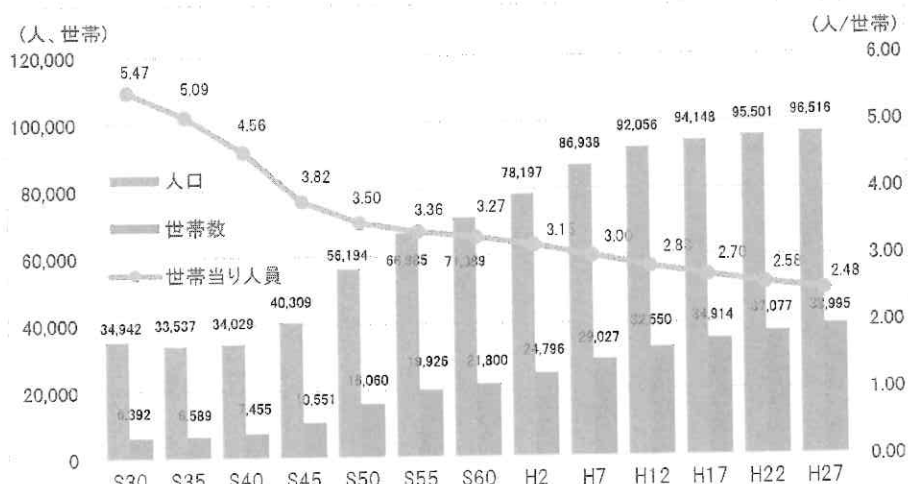
(1) 人口動態

総人口は平成 27 年（2015）の国勢調査では 96,516 人で、福岡県の中では上位から 9 番目です。本市の人口は昭和 40 年以降の大規模な団地の開発等により、昭和 55 年（1980）まで急速に増加しましたが、平成 10 年頃からは伸び率が急激に低下し、現在はほぼ横ばいの状態が続いています。平成 17 年（2005）1 月から平成 27 年（2015）の 10 年間をみると、人口が増加したのは、市内 12 地区のうち 4 地区のみです。今後、本市の人口は減少に転じ、2040 年には平成 22 年（2010）と比べ 1 割以上減少することが予測されています。

世帯数は、平成 27 年（2015）時点では 38,995 世帯で、総人口に比べると増加傾向にありますが、吉武地区と大島地区の世帯数は減少しています。世帯当たりの人員は減少傾向にあり、核家族化が進んでいる状況です。

人口構成は、少子高齢化が進行しており、平成 12 年（2000）には年少人口（0～14 歳）が老年人口（65 歳以上）より少なくなりました。老年人口の割合（高齢化率）は平成 27（2015）年 10 月には 26.5%と福岡県の平均値 25.4%を上回っており、今後もさらに高齢化が進行し、2040 年には老年人口の割合が 35.4%にまで上昇することが予測されています。

表 人口及び世帯数推移(資料:国勢調査)



(2) 市の沿革

江戸時代、現在の市域は筑前国の福岡藩領内にあって、42 村が所在していました。明治改元以降、明治 4 年(1871)には廃藩置県により福岡藩に代わり福岡県が設置され、明治 11 年(1878 年)には郡区町村編制法の施行により現在の宗像市と福津市に宗像郡が発足しました。その後、明治 22 年(1889)の市町村制施行による明治の大合併では、これまであった 42 村から 12 村に再編成され、大正 14 年(1925)までに 3 町 8 村となり、昭和 29 年(1954)には内陸部の 2 町 4 村の合併により宗像町が、同 30 年(1955)に沿岸部の 1 町 3 村の合併により^{げんないまち}玄海町が誕生しました。昭和 56 年(1981)には市制施行により宗像町が旧宗像市となり、平成の大合併で平成 15 年(2003)に旧宗像市と玄海町が合併し、現市域の骨格となる宗像市が誕生し、さらに、平成 17 年(2005)には^{おおしまむら}大島村が宗像市に編入され、現在に至っています。

図 市の沿革(資料:『日本歴史地名大系第四一巻 福岡県の地名』(平凡社, 2004))



(3) 土地利用

総面積11,991haのうち土地利用の割合は、宅地などの都市的土地利用が3割、田・畑などの農業的土地利用と山林などの自然的土地利用が約7割で、宅地化の進行により農地が減少傾向にあります。市街地の大部分はJR鹿児島本線や国道3号沿いといった内陸部に分布し、市街地周辺には緑豊かな自然環境が広がっています。

表 土地利用状況(資料:宗像市統計書)

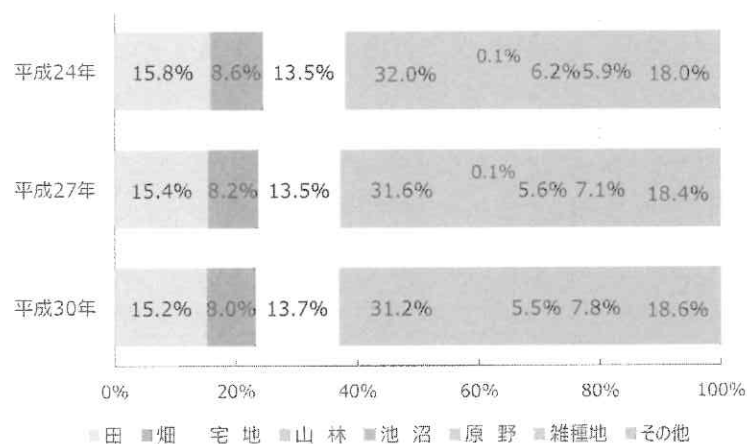
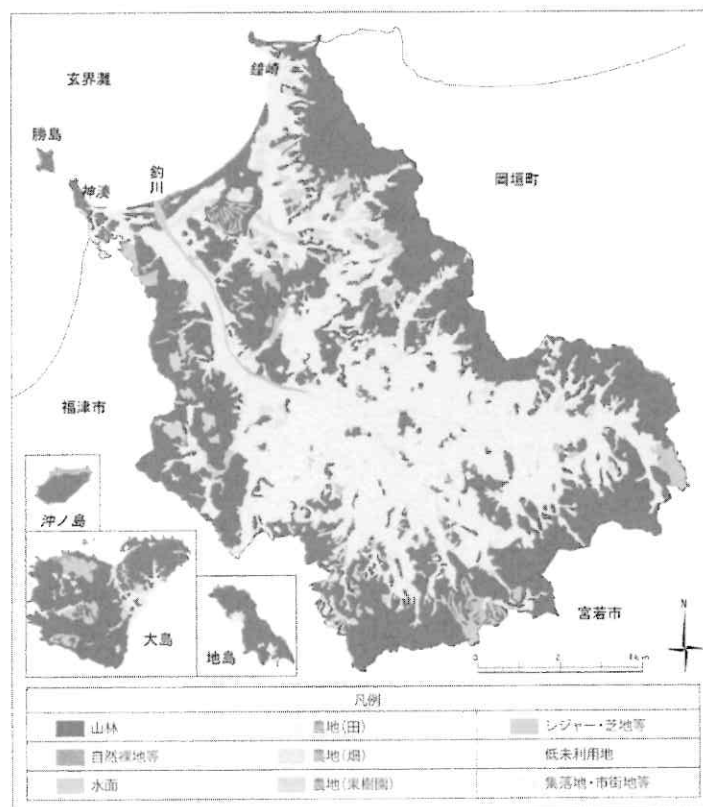


図 土地利用



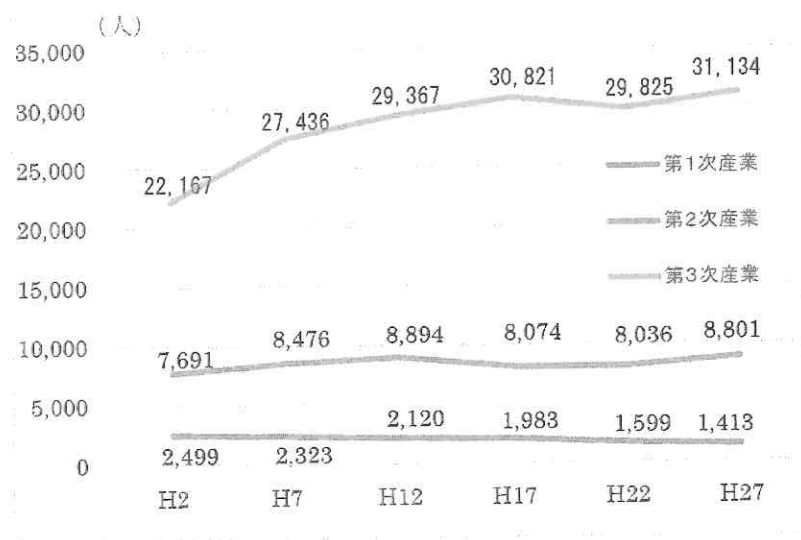
(4) 産業

近代までの宗像市は、農村漁村地域でしたが、交通網が整備され人口が増加し、都市の成長に伴ってその他の産業も発展してきました。

1) 就業人口

本市の就業人口は、平成27年(2015)現在、43,407人(分類不能の産業2,059人を含む)です。構成比をみると、農林水産業などの第1次産業は3.3%、製造業・建設業などの第2次産業は20.3%、第1・2次産業を除く第3次産業は71.7%となっており、第1次産業は減少、第2次産業は横ばい、第3次産業は増加傾向にあります。

表 産業別就業人口の推移(資料:国勢調査)



2) 農業

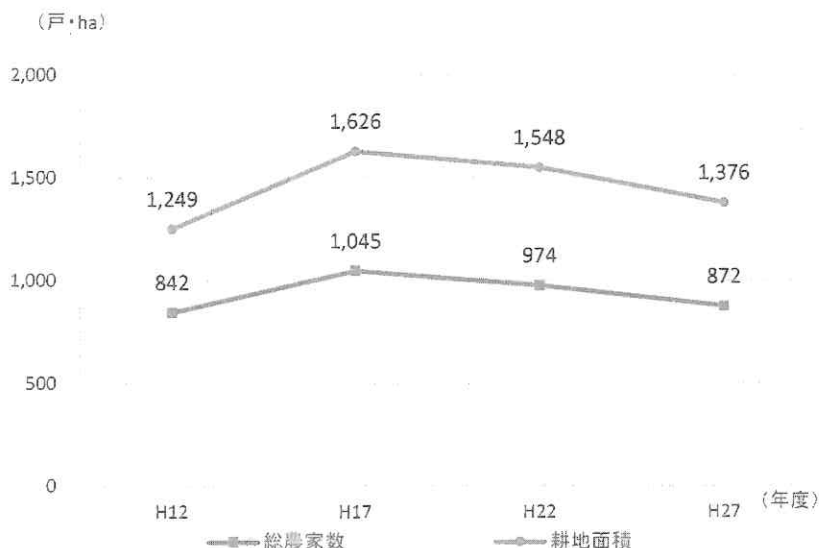
農村的性格が強かった宗像市は都市として発展していく過程で、農家数・農地面積を減らしてきましたが、現在も市街地のすぐ横には田畑が広がっています。

主要農産物は米・麦・大豆で、これらは主に釣川流域に広がる比較的広い田園地帯で、その面積を活用した土地利用型農業によって生産されています。また、これに野菜や果樹等を組み合わせた複合型農業やイチゴやトマトなどの施設園芸等も盛んで、多様な農産物が生産されています。

平成27年(2015)には、総農家数が872戸、耕地面積は1,376haとなっており、米をはじめとする農産物価格の低迷化の中、厳しい経営環境のため後継者が育たず、年々

担い手が減少しています。担い手の減少により、荒廃農地の増加、水源涵養機能^{かんよう}の維持や景観保全などが懸念されているため、現在、経営規模の拡大とほ場の集約化、新規就農希望者の確保と育成、農業法人の設立や農業参入、農産物直売所を通じた農産物販売の拡大などに取り組んでいます。

図 総農家数、耕作面積の推移(資料:宗像市統計書)



3) 漁業

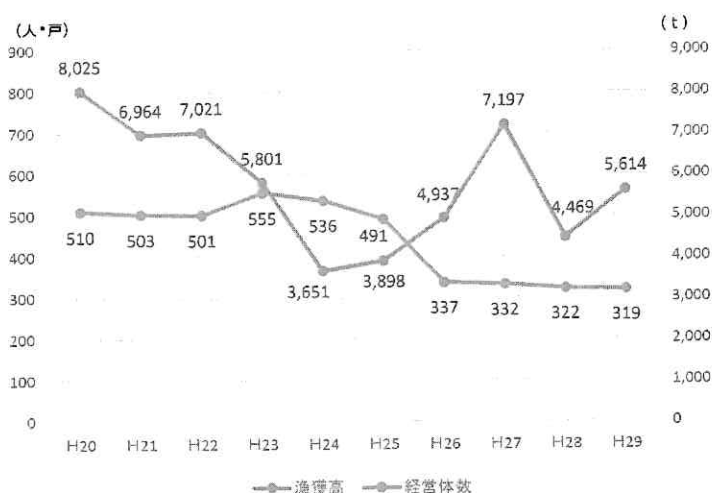
「福岡県の漁港」によると、宗像市は筑前海区に分類されています。筑前海区は響灘と玄界灘からなる外洋性の海域で、沿岸部は地形の変化に富み、天然の地形を利用した港が多く、かつては大陸との交通の要衝として、また帆船航路の寄港地としての役割を果たしてきました。本市はこの地区の中心部に位置し、古くから漁業が盛んに行われてきた地域です。現在は、鐘崎・大島・地島・神湊で多様な漁法による漁業が行われています。

漁業経営体数は平成29年(2017)の319経営体となっており、平成28年(2016)の322経営体比べると減少傾向ですが、漁獲高は5,614トンで、平成28年(2016)より増えています。また、平成29年(2017)の漁港別漁獲高の内訳は、鐘崎68.0%、大島28.5%、地島2.6%、神湊1.0%となっています。

これまで、長らく漁業の主要な漁獲対象はアジやサバでしたが、近年、漁業海域の環境の変化などにより漁獲量が著しく低下したため、漁獲量確保のため漁獲対象となる魚種も変化しています。また、収益確保のためトラフグ・アジ・イカのブランド化や水産

加工品の製造、直売所の開設など、経営の多角化に取り組み、そのほか、資源回復を目的とした稚貝・稚魚の放流事業や磯根保全事業も積極的に行っています。

図 漁業経営体数、漁獲高の推移(資料:資料:港勢調査、漁協業務報告書)



4) 工業

平成27年(2015)現在、事業所数(従業者4人以上の事業所)は57箇所、製造業出荷額は約360億円で、平成22年(2010)の調査より増加しています。また、市内にある工場のうち、最も多いのは食料品工場の21箇所で、1974年(昭和49)以降、順位に変化はありません。

図 事業所数の推移(資料:工業統計調査)

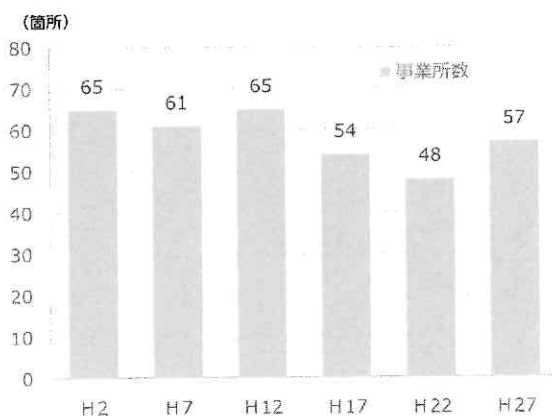
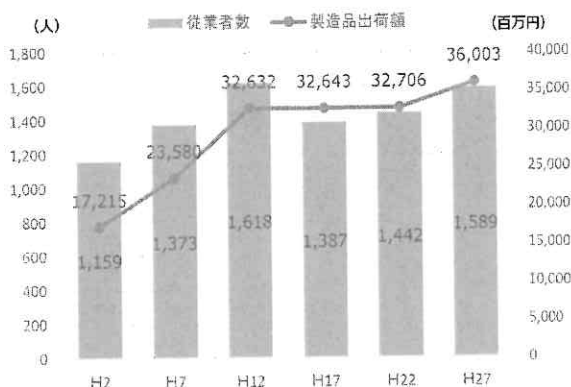


図 従業者数及び製造業出荷額の推移(資料:工業統計調査)



5) 商業

平成26年(2014)現在、商業従業者数は4,169人、事業所数は554箇所、年間商品販売額は約932億円で、いずれも卸売業より小売業の割合が高く、中でも飲食料品小売業の割合が高くなっています。小売業の立地では、赤間駅や東郷駅の駅前や旧国道3号沿いなどに多く立地していた個人経営の商店が減り、近年は新たに開発された場所や国道3号沿いに外部資本のチェーン展開する大規模店舗が目立つようになりました。

表 従業者数、事業所数、年間商品販売額の推移(資料:政府統計の総合窓口(e-Stat)・宗像市統計書)

(単位:人, 所, 百万円)

	商業従業者数			事業所数			年間商品販売額		
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
平成19年	5,624	429	5,195	804	73	731	118,170	27,662	90,508
平成23年	4,054	233	3,821	550	61	489	83,209	9,799	73,410
平成26年	4,169	472	3,697	554	85	469	93,155	23,181	69,974

(5) 観光

本市には宗像大社・鎮国寺・宗生寺等の社寺や、旧唐津街道沿いの赤間宿、原町のまちなみなど貴重な歴史文化遺産があります。また、玄界灘に面する海岸一帯は「玄海国定公園」に指定され、さつき松原や美しい砂浜があり、沖合には大島、地島、沖ノ島などの離島や、市東部には湯川山・孔大寺山・金山・城山からなる四塚連山など、豊かな自然があります。かつては、これらが主な観光の目的でしたが、2008年(平成20)の道の駅むなかたの開業により、従来の観光と組み合わせた多様な観光が可能となりました。

観光入込客数は、平成29年(2017)が約651万人で、県外からの観光客が増加傾向にあります。これは、平成29年(2017)「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」として日本で21番目の世界遺産に登録されたことによる全国的な知名度の向上によるものと考えられます。主な宿泊施設は北部に集中し、大島には民宿、旧玄海町周辺には旅館・民宿や大型ホテル、国道3号沿いにはチェーンホテルが多く、来訪者の目的に合った宿泊形態の宿泊施設がありますが、観光客の95%以上が日帰りであり、滞在型観光を実現していく上での課題となっています。

表 観光入込客数の推移、年間消費額の推移(資料:福岡県観光入込客推計調査)

(単位:千人,百万円)

	観光入込客数					年間消費額
	日帰り	宿泊	県外	県内	総数	
平成24年	6,304	342	725	5,921	6,646	3,622
平成25年	5,947	414	795	5,566	6,361	4,216
平成26年	6,008	417	803	5,622	6,425	4,461
平成27年	6,182	334	1,174	5,342	6,516	4,503
平成28年	6,587	359	1,255	5,691	6,946	7,307
平成29年	6,126	380	1,392	5,114	6,506	4,316

表 施設別入込客数の状況(資料:宗像市統計書)

(単位:人)

	道の駅むなかた	うみんぐ大島	正助ふるさと村	海の道むなかた館
平成27年	1,696,875	16,162	88,563	158,037
平成28年	1,728,734	14,008	90,319	143,941
平成29年	1,683,409	14,522	94,057	181,692

(6) 交通

急速な都市化の背景には、昭和40年代の大規模な住宅団地開発のほか、1961年(昭和36)の国鉄鹿児島本線の博多・小倉間電化や、1970年(昭和45)の国道3号バイパス開通など交通の便の向上があります。交通の便が向上したことで、福岡・北九州両市の通勤圏が拡大し、本市はベッドタウンとして発展してきました。また、交通は通勤・通学の手段としてだけでなく、日々の暮らしや観光客のアクセス手段として重要な役割を担っています。

市内では、福岡市や北九州市といった東西方向への移動と市内南北への移動を鉄道・バス・道路がそれぞれ担っており、大島・地島の離島には渡船航路が整備されています。

1) 鉄道

大規模輸送機関のJR鹿児島本線が市域を東西に横断し、市内には赤間駅・東郷駅・教育大前駅の3駅があります。そのうち赤間駅と時間帯によっては東郷駅に特急が停車します。博多方面には特急で約20分、小倉方面には約25分でアクセス可能です。

2) バス

令和2年(2020)現在、市内には西鉄バスが運行する路線バスが6路線運行しています。天神・赤間線や赤間急行、特急「むなかた号」は福岡の都市部と宗像を結ぶ路線で市外とのアクセスを担っています。また、市内では路線バスの他に、交通空白域解消のた

め、中心市街地をメインにふれあいバスが3ルート、各コミュニティ地区と市役所や市街中心部を結ぶバスが8地区で運行しています。

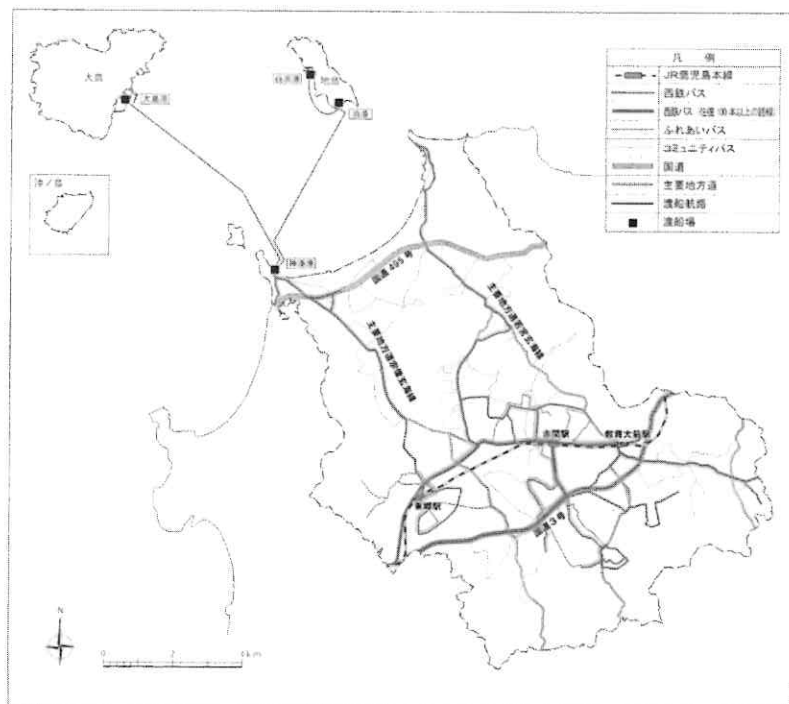
3) 道路

市内の移動手段として重要なのは自動車です。沿岸部には東西方向を結ぶ国道495号、内陸部には東西方向を結ぶ国道3号があり、いずれも市内外を結ぶ主要な道路です。市内の南北移動は、主要地方道宗像玄海線と主要地方道若宮玄海線が担っています。また、市内には高速道路が通っておらず、市中心部から最も近い若宮ICまでは約10km、車で18分ほどの距離にあります。

4) 渡船

九州本土の神湊と大島を結ぶ航路として、「フェリー大島」が5便、「旅客船しおかぜ」が2便の合計7便が毎日運航しています。所要時間は「フェリー大島」で約25分、「旅客船しおかぜ」で約15分です。また、神湊と地島を結ぶ航路として「ニューじのしま」が毎日6便運航しています。所要時間は泊港まで約15分、白港まで約15分となっていて、どちらの航路も島民の重要な交通手段となっています。

図 交通網



3. 歴史的環境

(1) 原始

1) 旧石器時代

—宗像にヒト現る—

これまでの調査成果などから、宗像地域におけるヒトの生活の起源は約3万年前から1万年前の後期旧石器時代と考えられています。これまで、池浦トボシ遺跡、平等寺長浦遺跡、牟田池遺跡等で旧石器時代のナイフ形石器や台形石器がみつかり、なかでも、牟田池遺跡では多くの石器がみつかったことから、季節的な狩猟場だったと推定されています。



ナイフ形石器(池浦トボシ遺跡)

2) 縄文時代

—縄文時代の地形—

『宗像市史』編纂時(平成6年(1994)～平成11年(1999)のボーリング調査によって、氷河期の終焉とともに海水面が上昇した縄文時代前期(4700年前)の海岸線が復元されました。これを見ると、海が釣川に沿って河口から約8km上流の稲元、曲地区付近まで入り込んでおり、市域では入海周辺の平野部が居住地として利用されていたと考えられます。



鐘崎貝塚(市指定文化財)

—縄文人の交流—

海岸部のさつき松原遺跡と沖ノ島の旧社務所前遺跡は縄文時代前期の遺跡です。この2つの遺跡からは縄文式、曾畑式土器がみつかり、当時の人々が遠く海を渡り九州本土から約60km離れた孤島まで到達していたことが分かります。この時代の交流範囲は広大で、曾畑式土器は西北九州に広く分布しています。

沿岸部の砂丘にある鐘崎貝塚は縄文時代後期の遺跡です。この遺跡は、昭和7年(1932)に旧



鐘崎式土器(鐘崎貝塚)

平野部

高地帯(アサヒなどの集落)

古城(汽水城を含む)

海岸砂丘(海岸砂を含む)

台地(段丘地形)

顕著な扇状地形

丘陵地および山地

0 1 2.5 km

26

をつくり農耕社会を営んでいました。

ー大陸との活発な交流ー

東郷登り立遺跡は、釣川中流左岸に位置する市内で最も古い環濠集落で、稲作の存在を示す石包丁が見つっています。また、田久松ヶ浦遺跡では、朝鮮半島の墓制を起源とする石槨墓や、副葬品である磨製石剣や磨製石鏃が見つっています。市内ではこれ以外にも、この時期の半島との活発な交流を背景にした遺跡や遺物が数多く見つっています。



田熊石畑遺跡墓域出土品
(国指定重要文化財)

ー北部九州屈指の有力者集団ー

東郷登り立遺跡の西隣に立地する田熊石畑遺跡は、弥生時代中期前半における北部九州屈指の有力者集団の墓域と集落がある、国の史跡に指定された遺跡です。墓域からは、国の重要文化財に指定された15本の武器形青銅器が見つかり、集落域からは漁労活動をうかがわせる、漁網のおもりとして用いられた土錘や瀬戸内地方との交流を示す土器が見つっています。

この遺跡の発見は、研究者たちが宗像地域におけるクニの存在の可能性を議論するきっかけとなりました。

(2) 古代

1) 古墳時代

ー沖ノ島祭祀の担い手ー

古墳時代になると、大陸や朝鮮半島と近く外洋に面した地理的環境を活かし、宗像の人々はヤマト王権と関係を築きました。優れた外洋航海技術を持つ宗像海人族を束ねていた宗像氏は、ヤマト王権が行う大陸との対外交渉において、航海の安全を願う沖ノ島での国家的祭祀に協力したとされています。

沖ノ島では、4世紀後半から9世紀まで一地域の祭祀を超える規模で国家的祭祀が行わ



古代祭祀が行われた沖ノ島

れ、祭祀の場となった沖ノ島祭祀遺跡からはヤマト王権の首長墓から出土したものと同様の遺物が見つかりました。ヤマト王権との関係や祭祀の重要性を物語るこれらの遺物は、一括して国宝に指定されています。

ー宗像市内の古墳ー

これまで市内で見つかった古墳は、前方後円墳 22 基、円墳約 2,000 基、横穴墓約 200 基に上ります。市内最大の前方後円墳は東郷高塚古墳^{とうごうたかづか}で、この古墳の存在は一地方豪族として宗像氏が力をつけ始めたことを示しています。桜京古墳は、国の史跡に指定された宗像地域唯一の装飾古墳で、石室内は線刻と赤・緑・白の彩色による三角文が描かれています。

宗像地域では、首長墓以外の古墳からも大陸との交流を示す数多くの副葬品が見つっています。また、石室構造は「宗像型石室」と呼ばれる地域固有のもので、極端に深い墓坑と天井の高い玄室、石材を平積みにした玄門に特徴があります。

ー古墳時代のひとびとの生活ー

古墳時代、宗像地域の人々は積極的に朝鮮半島の先進技術や文化を取り入れ、須恵器^{すゑき}や鉄の生産を盛んに行いました。須恵器は5世紀から6世紀前半頃に生産がはじまり、市内で見つかった約 100 基の窯跡は「宗像窯跡群」と呼ばれ、これまで須恵須賀浦遺跡^{すゑすかがうら}をはじめ 40 数基が調査されています。現在、市内に残る「須恵」の地名は、須恵器生産地としての名残です。また、鉄生産に関しては、5世紀中頃の野坂一町間遺跡から鍛冶炉が、朝町山ノロ遺跡等の6世紀代の古墳群からは金槌・鉄鉗等の鍛冶道具が見つっていることから、鉄器製作工人集団が存在したことが指摘されています。



市内最大の前方後円墳
東郷高塚古墳の主体部(粘土槨)



市内に所在する前方後円墳の一つ
久原澤田 3 号墳



桜京古墳の石室

2) 奈良・平安時代

—宗像大社の成立—

『古事記』(712年成立)、『日本書紀』(720年成立)には宗像三女神の誕生を伝える神話が記され、宗像三女神は「海北道中」に鎮座する「道主の貴」、つまり宗像地域から朝鮮半島に向かう海域を守る神とされます。これらは、古墳時代から続く中央政権と宗像氏の関係性を物語っています。また、これまでの調査で、7世紀末頃の沖ノ島祭祀遺跡と同様の祭祀が、中津宮の位置する大島御嶽山遺跡や九州本土の辺津宮でも確認されていることから、この頃、現在のような三宮を基本とする宗像大社の姿が形づくられたと考えられています。



宗像三女神誕生の場面が記された日本書紀

—神郡の成立—

この時代は、天皇がみずから政治を行い、律令による国家の体制(律令国家)が整えられました。宗像郡(現在の宗像市、福津市、古賀市のほぼ全域を含む範囲)は、古墳時代から続く中央政権との関係から、宗像氏が社領として国家に代わり直接地域支配を行うことができる、九州唯一の「神郡」となりました。



奈良時代の神郡

宗像大社の神主としての祭祀権と宗像郡の行政・裁判権とを持った宗像氏の地域支配は、7世紀中頃から8世紀末までの約250年間続きます。

―律令国家による宗像郡の整備―

律令国家のもと、条里制と呼ばれる土地区画制が施行されました。市内に残る八反ヶ坪（現在の土穴^{つちあな}）、中ノ坪（現在の平等寺^{びやうどうじ}）等の地名は、条里制の痕跡を示すものです。安時代中期の承平年間（931～938年）に編纂された『和名類聚抄^{わみょうるいしゅうしょう}』には、条里が整えられた郷が14あり、郷名からうち7郷が現在の市内にあったと推定されています。

また、都から諸地域へのびる官道と交通制度である駅制が整えられ、郡内には、山陽道を通して大宰府に至る西海道大宰府路と、宗像郡家と周囲の遠賀郡、粕屋郡、鞍手郡等の郡家を結ぶ伝路が整備されました。城山の麓、岡垣越えの峠入口に位置する武丸大上げ遺跡^{たけまるおおい}は、西海道大宰府路に置かれた駅家跡の一つと考えられ、昭和58（1983）年の発掘調査では、官衛関連遺跡で見られる隅丸方形の柱穴掘方を持った大型掘立柱建物2棟と大量の瓦が見つかっています。



発掘調査された武丸大上げ遺跡の大型建物



武丸大上げ遺跡で出土した瓦

―宗像の荘園―

律令国家では公地公民の基本方針のもと、田地は長らく国家のものでしたが、人口が拡大し耕作地が不足したため、天平15（743）年には墾田永年私財法が出され、開墾した田や土地の私有が認められるようになりました。そして、このような土地を貴族や寺院などが大規模に所有する荘園が誕生します。市内には、宗像荘・赤馬荘・野坂荘の3つの荘園がありました。これらは、かつての神郡の土地や人々を基礎に成立したもので、宗像郡では10世紀頃まで、大宰府や国司が荘園の支配権を握っていました。

－宗像大宮司の登場－

藤原氏は、娘を天皇のきさきにして、その子を天皇に立て、天皇が幼いときは摂政、成人した後は関白という職につき政治を行いました（摂関政治）。宗像氏は、神郡の解体以降、地域支配者としての地位を失っていましたが、10世紀後半、京都の邸宅内に宗像神を守護神として祀っていた、藤原良房をはじめとする藤原氏と結びつきを持ちます。その結果、天延2年（979）には、社格の高い神社に設置されていた神社に関する祭祀権や行政権など一切の権限を持つ大宮司職の設置が宗像氏にも認められ、これにより地域支配者として再出発のきっかけをつかみ、宗像氏は大宮司家として社領を得ました。

－平家の落人伝説－

平安時代後期、地方の豪族や有力農民は国家からの税の取り立てに抵抗するため、武力を蓄え土地を守り農民を支配するようになり、やがて平氏や源氏といった有力な武士が登場します。前九年の役は、源氏が東北の地方豪族安倍氏と戦い勝利したことで、東国で強い影響力を持つようになった出来事です。大島の安昌院には、源氏と戦った安倍宗任のものとされる墓があります。

12世紀には、社領の実質的支配権は平氏が握っていました。宗像大宮司が中央政権とつながりを保つため、進んで平氏との主従関係を結んだためです。市内には平家の落人伝説も残っていることから、源平の争いでは、平氏について戦ったと考えられています。



平信盛笠塔婆(市指定文化財)

（3）中世

1）鎌倉時代

－鎌倉幕府と宗像－

源平の争い後、平氏について戦っていた大きな勢力の武士の領地は、鎌倉幕府によって没収されましたが、宗像大宮司家は幕府に忠誠を誓うことで、神社の人事権や社領の支配権を保証されました。しかし、宗像地域は交通の要衝であり、もとは平氏についていたことから、幕府は土地管理や治安維持などを理由に、東郷に中原氏、朝町に佐々目氏、野坂に大江氏といった源頼朝配下の有力御家人を地頭として配置し、宗像氏を牽制しました。

ー承久の乱と宗像氏ー

頼朝の死後、北条氏が執権により鎌倉幕府の実権を握っていましたが、3代将軍実朝が暗殺されると、後鳥羽上皇は朝廷の勢力を回復させようと幕府打倒を試みます（承久の乱）。この頃、社領は後鳥羽上皇側の支配下にありましたが、大宮司氏国は鎌倉方として戦ったため、乱後は大宮司職が安堵され、宗像大社は將軍家のための祈祷を行う関東御祈祷所となり、幕府の後ろ立てによって強固な権威を持つことになりました。



輸入陶磁器(久原遺跡)

ー日宋貿易と海の支配ー

宗像の海は、潮や風の状態が良く、船が寄港しやすい場所です。宗像氏と宋との交流は、平安時代から絶えることなく続いていました。宗像大社神宝館には、日宋貿易によってもたらされた阿弥陀経石（国重要文化財）や宋風狛犬（国重要文化財）があり、色定法師一筆一切経（国重要文化財）は博多の貿易商が写経を援助したことが分かる資料です。また、当時の史料から宗像氏と貿易従事者（綱主）が婚姻関係を結んでいた記録もあり、宗像氏が博多に居住する宋の貿易商人と深い関係にあったことが分かります。そのほか、市内各地では、輸入陶磁器も数多く出土しています。



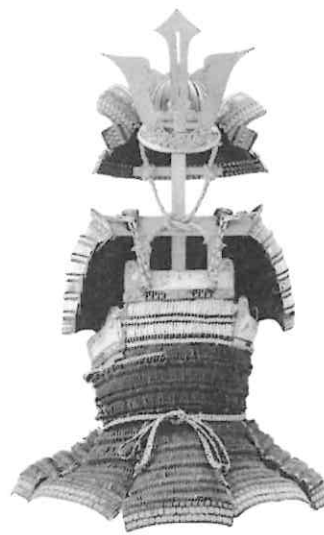
阿弥陀経石(国重要文化財)

また、宗像の浦や島には、大宮司の命を受けた管理者（沙汰人）が置かれ、大宮司以外の者が沙汰人を通すことなく海の産物を直接取り立てることを固く禁じ、大宮司が独占的に支配しました。これには、人々の間に古くからあった、海の物はすべて神のもの、神への供え物という宗像神への信仰が現れているともいわれます。

ー足利尊氏と宗像ー

2度に渡る元軍の襲来（元寇）では、国内の戦いと違い御家人に十分な恩賞が与えられな

かったため、次第に幕府への不満や不信が高まっています。朝廷に実権を取り戻そうとしていた後醍醐天皇は、足利尊氏や新田義貞などの有力御家人を味方につけ鎌倉幕府を滅ぼし、建武の新政をと呼ばれる政治を始めました。しかし、尊氏は公家中心の不公平な政治に不満を持っていたため、再び武士を集め、兵を挙げ朝廷軍を破りました。この時、尊氏は一度戦いに敗れ、都を追われ九州の地で再起を図った時期があります。赤間関（現下関市）から船で九州に上陸した尊氏一行は、当時、宗像大宮司家の居城だった白山城に入ったようです。麓の増福院には、尊氏が座禅をしたという岩場が残されています。また、宗像大宮司家は尊氏らに馬と鎧を献上し、これが大きな援助になったとされています。その大宮司家の功績を讃えるかのように、宗像大社には、尊氏が寄進した国の重要文化財の甲冑が納められています。

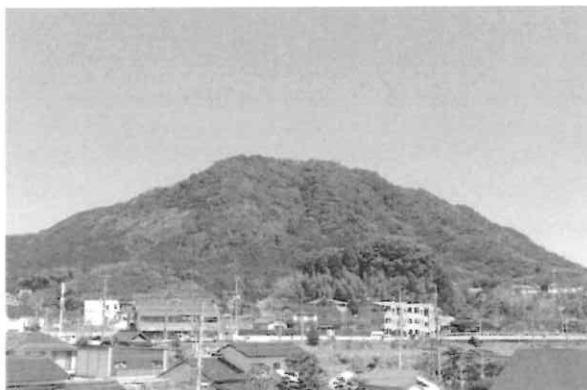


藍韋威肩白胴丸(国重要文化財)

2) 室町時代

—南北朝の動乱—

尊氏は御醍醐天皇との戦いの後、京都に別の天皇をたて（北朝）、室町幕府を開き、御醍醐天皇が吉野に逃れて朝廷を移します（南朝）。武士は領地を広げるため、室町幕府か南朝か有利なほうについて戦い、約60年間に渡り領地を奪い合いました（南北朝の内乱）。宗像地域は海路、陸路ともに北部九州の交通の要衝にあることから、宗像氏もこの戦いに巻き込まれ、ほぼ一貫して幕府方について戦い、薦ヶ岳城や白山城が戦の舞台となりました。



薦ヶ岳城

—倭寇の根拠地としての宗像—

懷良親王が大宰府を制圧した応安元年（1361）頃、九州北部地域の海上武装勢力・倭寇は、高麗沿岸や中国大陸沿岸で活発に活動していました。朝鮮の史書『李朝実録』には、大島や地島が倭寇の拠点として挙げられ、宗像氏は倭寇を統率する九州の有力な領主の一人

と考えられていました。15 世紀半ばの朝鮮側の記録には、日本の使者に宗像大宮司について質問したことが記されています。

－応仁の乱の中の宗像－

八代将軍足利義正の時、将軍の跡継ぎ問題に有力守護大名の細川氏と山名氏の対立が組み合わさったことで、京都を中心に 11 年間に渡って戦い（応仁の乱）が繰り広げられ、群雄割拠の戦国時代が始まります。当時、筑前を治めていた山名方の大内氏が京都に攻め入ったことで、反大内勢力の少弐氏が筑前に台頭します。その影響を受け、宗像大宮司家は家督を巡って氏郷・氏国と氏定の 2 派に分かれて争うようになりました。その後、大内氏が少弐氏を一掃し筑前を平定すると、大内派の後ろ立てを得た氏定が大宮司に就任しました。しかし、筑前平定後も大内氏と細川氏の対立関係は各地を巻き込んで続きます。筑前では、細川氏が少弐氏や豊後の大友氏を味方にして大内氏に対抗しようとします。これらの対立関係は宗像氏にも深刻な影響を与え、一族が 2 派に分かれた対立関係が続きましたが、この頃は大内方が優勢で、大内氏に出仕するなどした人物も見られます。

2) 安土・桃山時代

－山田の怨霊伝説－

天文 20 年（1551）、大内氏が陶晴賢の謀反によって滅ぼされると、大宮司家は陶晴賢の援助を得た氏貞と大内派の氏男の間で一層激しくなりました。そのような中、氏貞は氏男の妻菊姫と母、侍女 4 人を殺害、反対勢力の一掃を図ります。しかし、殺された 6 人の怨霊が出没するようになり、殺害に加担した氏貞一派を苦しめます。この騒動は、怨霊を鎮めるために、氏貞が白山城の麓に増福院を建立したことでようやく収まったと伝わります。この説話は今でも語り継がれ、増福院には騒動を記した山田増福院縁起（市指定文化財）や、菊姫ゆかりの品々が遺されています。

その後、筑前に急速に勢力を拡大した大友氏は、許斐城を落とし、氏貞一派は大島への逃避を余儀なくされました。しかし、半年後には氏貞一派は許斐城を奪還、城山に蔦ヶ岳城を築城し、この城を守るために越城（石丸）・今井城（三郎丸）・緑の城（徳重）・城棒城（田久）・草場城（平等寺）などを築きました。

－宗像氏断絶と地域支配の終焉－

大内氏の滅亡後、安芸を拠点に西日本に大きく勢力を広げた毛利氏は、大友氏と敵対関係にある者を後援する形で、九州への影響力を強めました。宗像氏も毛利氏の後押しにより、地域支配を行っていましたが、大友氏が大内氏残党を使って周防・長門に兵を起こさせると、毛利軍は九州からの撤退を余儀なくされました。毛利氏の後ろ立てを失った宗像氏貞は、大友氏に降伏しますが、大友氏が薩摩の島津氏との戦いに敗れ勢力を失うと再び毛利方と同盟を結びました。このような状況の中、氏貞は蔦ヶ城で病に倒れその生涯を閉じます。氏貞には一男三女がいましたが、息子が早く亡くなり跡継ぎが決まっておらず、長らく地域支配

を行ってきた宗像氏は断絶しました。上八の小高い丘の上には、在りし日の宗像家の活躍をしのぶように氏貞がひっそりと眠っています。

天正 14 年（1586）、島津氏の筑前方面への進出が始まりますが、九州平定を目指す豊臣秀吉が大軍を率いて小倉に入り、翌年に島津義久を降伏させました。また、秀吉は宗像氏に対して大宮司家の家臣団組織や領地の支配を認めませんでした。大宮司の居城だった葛ヶ岳城も秀吉の命によって取り壊され、宗像大宮司家の地域支配は終焉を迎えました。

秀吉は九州平定後、筑前を小早川隆景に支配させ、隆景は名島城（現・福岡市東区）に入城します。後に小早川秀俊が跡を継いで筑前支配を行います。この時、宗像地域は隆景の隠居領となり、隆景が直接支配を行いました。大穂の宗生寺には、名島城の搦手門を移転したと言われる山門や隆景の墓所があります。これは、隆景が生前、宗生寺の住職の禪を学び、死後は自分が帰依した寺ごとに骨を分骨せよと遺したためです。

－信仰と地域支配－

もともと祭官だった宗像氏にとって、宗像大社をはじめとする宗像の神々に対する信仰は、地域支配と密接に関係していたため、宗像氏貞は領内神社の創建や修理を精力的におこないませんでした。弘治 3 年（1557）年の焼失以来長く失われたままであった宗像大社辺津宮本殿（国指定重要文化財）は、天正 6 年（1578）年に 20 年ぶりに再建され、また、王丸八幡神社の天正 9 年（1581）の棟札には、若宮八幡の拝殿が氏貞の発願によって建立されたことが記されています。

（４）近代（江戸時代）

－黒田如水の隠居領－

関ヶ原の合戦後の慶長 5 年（1600）、黒田長政が筑前に入国してから、宗像地域は長政の父である黒田如水の隠居領となりました。沿岸部の上八にある承福寺は、宗像大宮司家の庇護を受けてきた寺院です。この承福寺には、如水にまつわる逸話をはじめ、田畑や山林を寄付した際の手簡や、如水の肖像画も遺されています。

－釣川普請－

江戸時代に度々発生した飢饉は、多くの人々を苦しめました。藩は、年貢の増収や農民の生活向上のために大規模な河川改修などの土木工事（普請）によって治水や灌漑を進めます。市内を貫流する釣川の水は、現在も田畑を潤していますが、江戸時代は河口が砂で埋まって川筋が曲がり、川の水が速やかに海へ流れ出ず、雨が降ると川の水が溢れ洪水を起こしていました。延享 2 年（1745）、宗像郡代となった大森善左衛門は、河口の川筋をまっすぐに改修することに着手し、8 年の歳月を経て宝暦 3 年（1753）に完成させます。また、寛政 3 年（1791）には宗像郡奉行富永軍次郎が釣川の川底浚えを行い、川幅を広めて川の流れを良くしました。この時、赤間の辻田橋から河口の江口浜までの川幅と距離を定め、管理のため

に1番から10番までの定石を川沿いに設置しました。現在、赤間の辻田橋にあった1番定石は当時の記憶として大切に保存されています。

ー海の暮らしー

豊かな漁場に恵まれた市内沿岸部の漁村では漁業が盛んでした。神湊の宗像大社浜宮の鳥居にはイワシの地引網漁があったことを示す文字が刻まれています。また、地島では網漁によってコチ・ブリ・タナゴ・マグロが水揚げされ、大島では、タイやイワシの地引網漁が行われ、幕末にはクジラ漁で大きな収穫をあげていました。クジラ漁の様子は、19世紀初めに筑前の名所・風景を解説した奥村玉蘭の『筑前名所図会』に「大島鯨組之図」として描かれています。また、海女漁が行われていた鐘崎は「日本海沿岸の海女発祥の地」とも言われ、西は長崎県対馬の曲浦、東は石川県輪島の舳倉島の海女の源流と伝わります。漁で使われていた用具一式は、福岡県指定有形民俗文化財「海女の用具」として、当時の潜水漁法を今に伝えています。

ー唐津街道と赤間宿ー

参勤交代や産業の発達による商品輸送のため、陸の道として街道が、海の道として航路が整えられました。豊前・小倉（北九州）から玄界灘沿岸を通して肥前・唐津（佐賀県唐津市）を結ぶ道は市内を通り、安土・桃山時代には豊臣秀吉の九州平定や文禄・慶長の役の際、軍事的な道として利用されましたが、江戸時代には、北部九州の陸上交通と物流の大動脈として唐津街道が整備され、市の東部に位置する赤間地区は筑前二十七宿のひとつの宿場町として人や物資の集積地となりました。文化10年（1813）に測量のため赤間宿を訪れた伊能忠敬は「町並人家続き、家百五十六件」と『測量日記』の中で記し、多くの町家が描かれた奥村玉蘭の『筑前名所図会』は、当時の赤間宿の賑わいぶりがよく分かる史料です。現在も赤間宿だった地区の街道沿いには、街道を往来した人々の喉を潤した辻井戸や、いわゆる「ウナギの寝床」と呼ばれる街道に面する間口の狭い区画、軒を低くし、2階の窓を小さくした漆喰の白壁に瓦屋根の「兜造り」と呼ばれる、当時の面影を感じる建造物が残されるなど、古くからのまちなみが形成されています。

ー生活文化の広がりー

産業や交通の発達によって庶民の生活は向上し、豊かな文化が生まれ広まりました。18世紀中ごろになると、四季折々の年中行事や社寺の祭りなどで、ごちそうを食べ、晴れ着を着たりするなどしました。また、民謡や盆踊り、資金を集めて集団で旅などをする講や、幸せを願って伊勢神宮や四国などの寺を巡礼することも盛んに行われました。市内にはこうした行事が今に伝わるものや、記憶として残っているものが数多くあります。市指定無形民俗文化財「神湊盆踊り」は、正徳5年（1715）に他藩から来た商船の旅商人が村の若者を集めて上方（京都）の手踊りを教えたことが始まりと言われています。

計画の内容に関連するエピソードを記載する。

○宗像四国霊場

○五卿西遷と早川勇

○新選組と立川主税 など

（５）近代（明治～第二次世界大戦）

○鉄道の開通

○国道の整備

○鉱山の開発

○国民健康保険制度のさきがけ・定礼

○名残出身の事業家・立石良雄

○軍事と宗像ー日本海海戦・要塞建設・北九州防空・本土決戦準備ー など

（６）現代（第二次世界大戦後～現在）

○高度経済成長期の日の里、自由ヶ丘の開発

○国道３号バイパスの開通

○出光佐三と宗像大社の復興 など

第2章 宗像市の歴史文化遺産

1. 歴史文化遺産調査の概要

(1) 過去の調査等に関する整理

1) 地誌

地誌は地域の地形や気候、歴史や文化などを記述した書籍です。江戸時代には藩命や藩の許可を得て、国学者や儒学者などにより多くの地誌が編纂されました。また、明治時代には陸軍省が各府県に全国地理図誌の編集を命じ、『福岡県地理全誌』が作成されています。

表 主な地誌

年	書名	編さん者等
宝永●年(170●)ごろ	筑陽記	安見有定
宝永6年(1709)	筑前国統風土記	貝原益軒
寛政10年(1798)	筑前国統風土記附録	加藤一純・鷹取周成
文政4年(1821)	筑前名所図会	奥村玉蘭
天保12年(1841)	太宰管内志	伊藤常足
安政●年(185●)ごろ	筑前国統風土記拾遺	青柳種信
明治13(1880)	福岡県地理全誌	白井浅夫

2) 市町村(宗像市・玄海町・大島村)が実施した調査

○市町村史誌編さん事業

昭和時代後半から平成のはじめにかけて、合併前の各市町村では、それぞれの視点で市町村史誌の編さん事業に取り組みました。また、現在、本市では合併後の市制10周年を機に、新修宗像市史の編さんに取り組んでいます。

・宗像市史

昭和56年の市政施行10周年を記念して実施された事業で、平成元年(1989)に市史編さん室が設置され、約10年間で通史編4巻、資料編3巻、民俗資料集3巻、関連書籍2冊が発行されました。

・玄海町誌

昭和 30 年 4 月に神湊・田島・池野・岬の 4 町村が合併し誕生した玄海町の発足 20 周年を記念して実施されました。地元郷土史家の吉武謹一氏を中心に資料の収集や現地調査等を行い、昭和 49 年 9 月の町誌編纂委員会設置から約 4 年半の期間を経て昭和 54 年 4 月に発行され、15 編（総説・神社仏閣・教育・農業・漁業・商工業・道路・災害・戦没者記録・文化財及び遺跡・玄海国定公園・昭和の御大典と玄海町・民間信仰・今昔雑記・郷土芸能と興行・歳時記・人物・古文書諸記録）で構成されています。

・大島村史

昭和 55 年 5 月に村史編さん委員会が設置され、地域に根ざした村民のための歴史的価値の認識に役立つ村史として昭和 60 年 3 月に発行されました。郷土史家の安川浄生氏が執筆、6 編（先史・原始編・古代・中世編・近世編・近代・現代編・民間伝承編・郷土のあゆみ（年表））で構成されています。

表 宗像市史編さん関連書籍

発行年	書籍名	編集	発行
通史編			
平成 9 年（1997）	宗像市史通史編 第一巻 自然・考古	宗像市史編集委員会	宗像市
平成 11 年（1999）	宗像市史通史編 第二巻 古代・中世・近世	宗像市史編集委員会	宗像市
平成 11 年（1999）	宗像市史通史編 第三巻 近現代	宗像市史編集委員会	宗像市
平成 8 年（1996）	宗像市史通史編 第四巻 美術と建築／民俗	宗像市史編集委員会	宗像市
史料編			
平成 7 年（1995）	宗像市史史料編 第一巻 古代・中世Ⅰ	宗像市史編集委員会	宗像市
平成 8 年（1996）	宗像市史史料編 第二巻 中世Ⅱ	宗像市史編集委員会	宗像市
平成 7 年（1995）	宗像市史史料編 第三巻 近世	宗像市史編集委員会	宗像市
平成 7 年（1995）	宗像市史史料編 別巻 中村研一／琢二画家日記	宗像市史編集委員会	宗像市
民俗資料集			
平成 4 年（1992）	宗像市史民俗資料集 1 宗像の儀礼伝承 （年中行事・人生儀礼）	宗像市史編集委員会	宗像市
平成 6 年（1993）	宗像市史民俗資料集 2 宗像むらの記録	宗像市史編集委員会	宗像市
平成 7 年（1994）	宗像市史民俗資料集 3 宗像 民家の記録（平等寺・山田の民家調査）	宗像市史編集委員会	宗像市
関連書籍			
平成 11 年（1999）	むなかたの年表	宗像市史編集委員会	宗像市
平成 11 年（1999）	むなかた二千年	宗像市史編集委員会	宗像市

・新修宗像史編さん事業

①東アジア交流拠点としての再評価、②歴史的価値を有する新たな歴史文化資産などの評価と発信、③史資料調査等の緊急性に基づき、宗像の歴史的・文化的位置を明らか

にし、市民に郷土に対する愛着心や誇りを育むとともに、今後の魅力あるまちづくりや文化の向上に資するため、平成 27 年度から新修宗像市史の編さんに取り組んでいます。これまでに「宗像市史編さん審議会」を立ち上げ、「新修宗像市史編さん基本方針」を策定し、その後、編さん事業を円滑に進めるために「新修宗像市史編集委員会」を設け、協働委託により編さん事業を進めています。また、執筆、編集では、「新修宗像市史編集委員会」内に 7 つの専門部会（自然・原始・古代・中世・近世・近代・現代・民俗・美術・建築）を設置し、必要な史資料の収集並びに調査研究を、市民やコミュニティ、大学等の研究機関と連携しながら進めています。

表 新修宗像市史編さん関連書籍

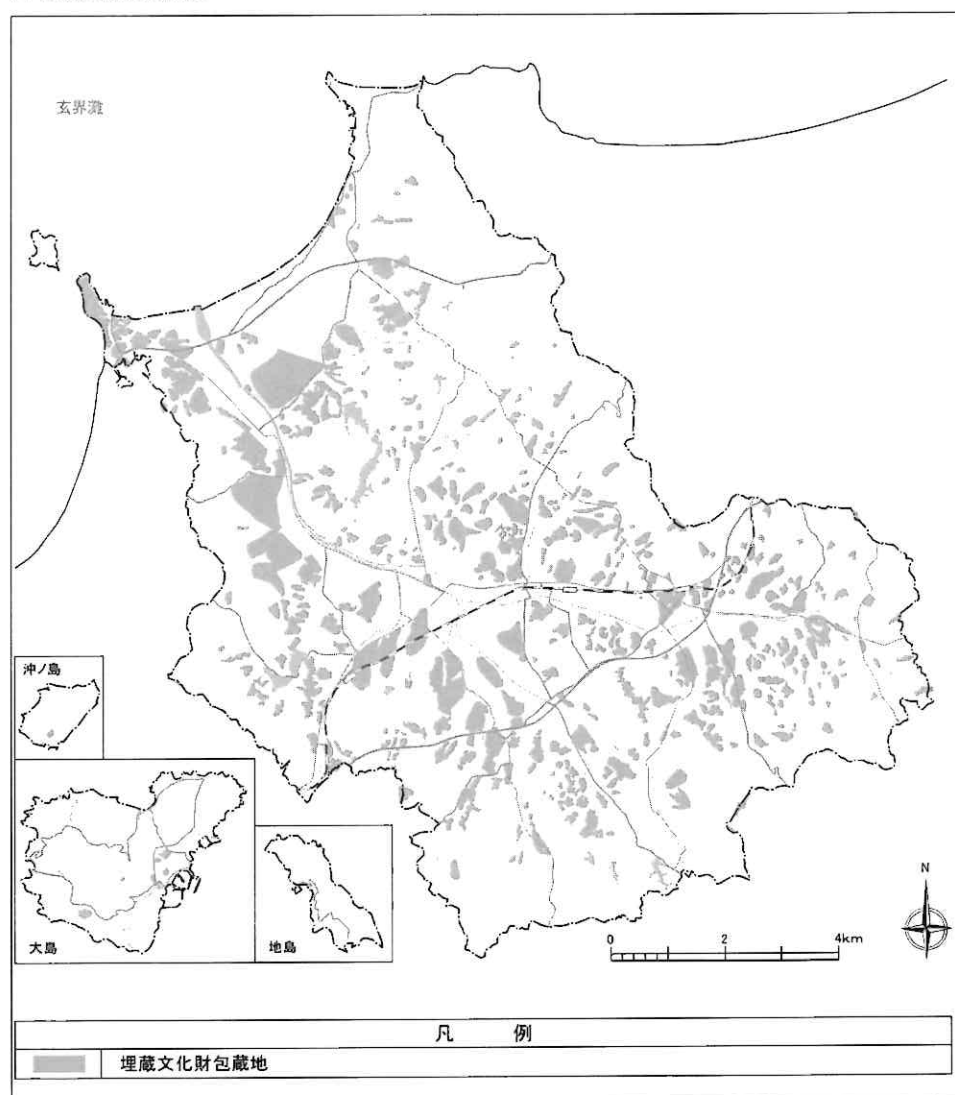
発行年	書籍名	編集	発行
平成 31 年（2019）	新修宗像市史 うみ・やま・かわ ―地理・自然―	新修宗像市史編集委員会	宗像市

○埋蔵文化財

本市では、昭和 30 年代後半の大規模団地の造成をきっかけに組織的な発掘調査が行われるようになりました。この頃は、大学や福岡県教育委員会、地元有志らで構成する調査会や調査団による調査でした。本市に文化財専門職員が配置されたのは、旧宗像市が昭和 56 年（1981）、旧玄海町が平成 2 年（1990）のことで、それまでの調査は福岡県教育委員会の協力を得て行っていました（旧大島村は配属なし）。令和 2 年 3 月 31 日現在、文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地を●●地点で確認しています。令和元年度（2019）は開発等に伴う埋蔵文化財有無の確認の照会件数が●件、うち試掘・確認調査の実施が●件、発掘調査に至ったものが●件ありました。近年の開発内容は個人住宅建設などの小規模開発が主体です。

報告書刊行数を表記。

図 埋蔵文化財の位置



○その他の調査

文化財指定に関する調査についてまとめる。

3) 福岡県が実施した総合的調査

福岡県が実施した総合調査を一覧表にまとめる。

4) 地域の団体や郷土史家等による調査

地域の団体や郷土史家が実施した調査をまとめる。

（２）現地調査

「（１）過去の調査等に関する整理」を踏まえ実施する調査。目的、範囲、対象、内容を記載。

2. 歴史文化遺産の概要

(1) 指定・登録等文化財

本市では、これまで歴史文化遺産に関するさまざまな調査を通じて価値の解明に取り組んできました。これらの中には法律や条令に基づいてその保護や活用が図られているものがあります。

1) 指定文化財

表 指定文化財件数

類型	種別	国指定	県指定	市指定	合計
有形文化財	建造物	2	1	4	7
	絵画		1	1	2
	彫刻	3	4	8	15
	工芸品	1	2		3
	書跡	1		2	3
	古文書	1			1
	考古資料	4	3	1	8
	歴史資料			2	2
民俗文化財	有形民俗文化財		1	1	2
	無形民俗文化財		1	4	5
史跡名勝天然記念物	史跡	3		6	9
	天然記念物	2	8	4	14
合計		17	21	33	71

「3. 宗像市の歴史文化遺産の特徴」の記載につながる特徴的な指定を記載する。

2) 登録文化財

文化財保護法の文化財登録制度に基づき一定の評価を得て国の登録原簿に登録された文化財です。届出制という指定文化財より緩やかな規制を通じて保存が図られ、活用が促されています。本市には令和2年3月31日現在3件の国登録文化財があります。

「3. 宗像市の歴史文化遺産の特徴」の記載につながる特徴的な登録文化財を記載する。

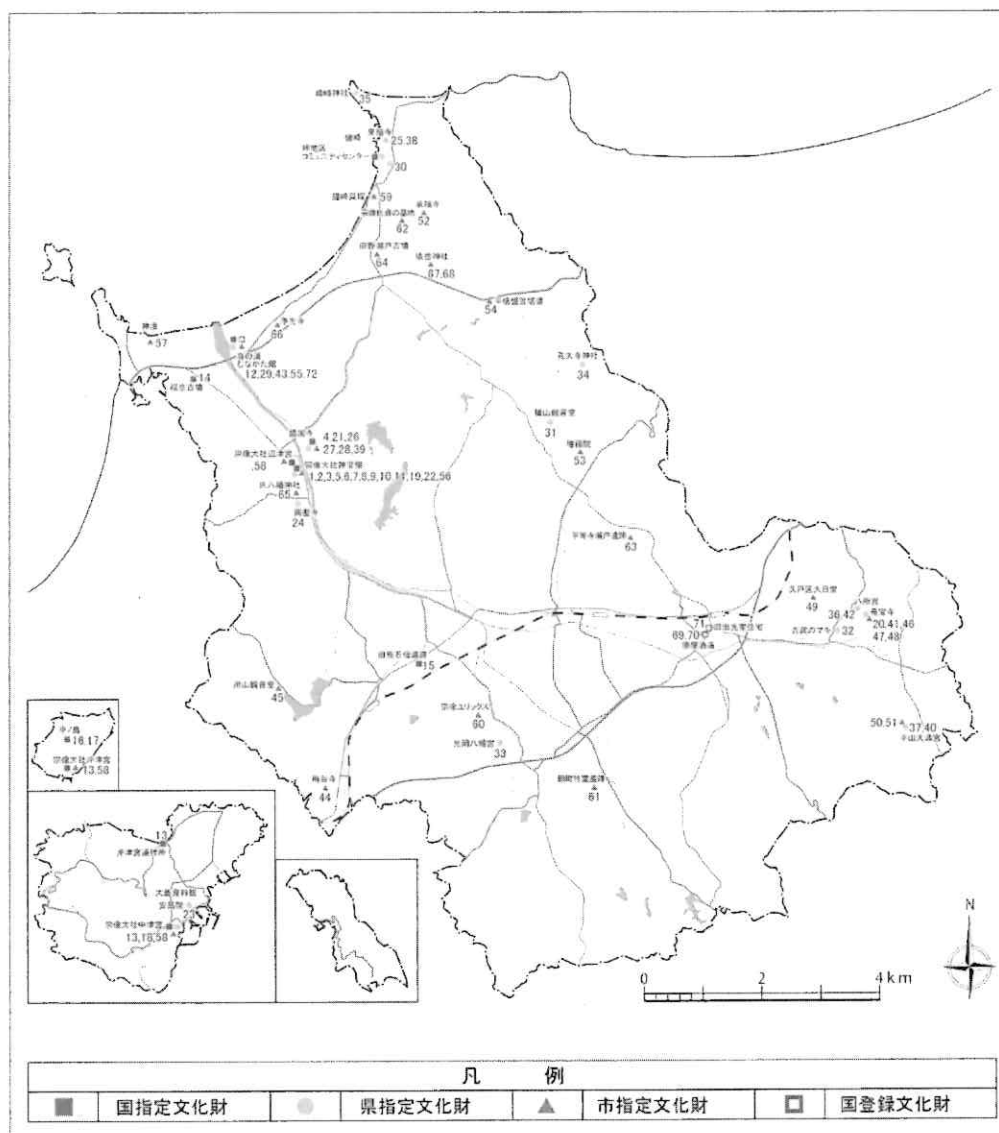
3) 記録選択文化財

重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に必要のあるものとして文化財保護法に基づき国が選択した文化財です。本市でも見られる盆行事の盆綱引きは「北部九州の盆綱」に含まれ、国の記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財に選択されています。

表 国記録選択文化財一覧

図番号	種別	名称	所在	選択年月日
76	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	北部九州の盆綱	福岡県 (宗像市では曲地区で実施)	平成31年3月28日

図 指定・登録・記録選択文化財の位置



（２）世界文化遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」

世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）に基づき、ユネスコの世界遺産リストに記載された世界的に「顕著な普遍的価値」を持つ遺跡、建造物群、モニュメントなどの文化遺産及び地形・地質、生態系、自然景観、生物多様性などの自然遺産など、国家や民族を超えて未来世代に引き継いでいくべき人類共通のかけがえのない文化と自然の遺産です。

「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」は平成 29 年（2017）7 月の第 41 回世界遺産委員会で審議され、世界遺産一覧表に記載され世界遺産になりました。

本資産は 8 つの構成資産（沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩・宗像大社沖津宮遙拝所・宗像大社中津宮・宗像大社辺津宮・新原・奴山古墳（福津市））で構成され、そのうち本市には 7 つの構成資産が位置しています。九州本島から約 60km 離れた沖ノ島と、大島および九州本島に位置する関連遺産群は、古代から現在まで発展し継承されてきた神聖な島を崇拝する文化的伝統の顕著な物証です。沖ノ島には、日本列島、朝鮮半島および中国大陸の諸国間の活発な交流に伴い、4 世紀後半から 9 世紀末まで続いた、航海安全に関わる古代祭祀遺跡が残されています。古代豪族の宗像氏は、神宿る島への信仰から、宗像三女神信仰を育みました。沖ノ島は三女神をまつる宗像大社の一部として、島にまつわる禁忌や遙拝の伝統とともに、今日まで神聖な存在として継承されています。

図 構成資産とそれぞれの関係

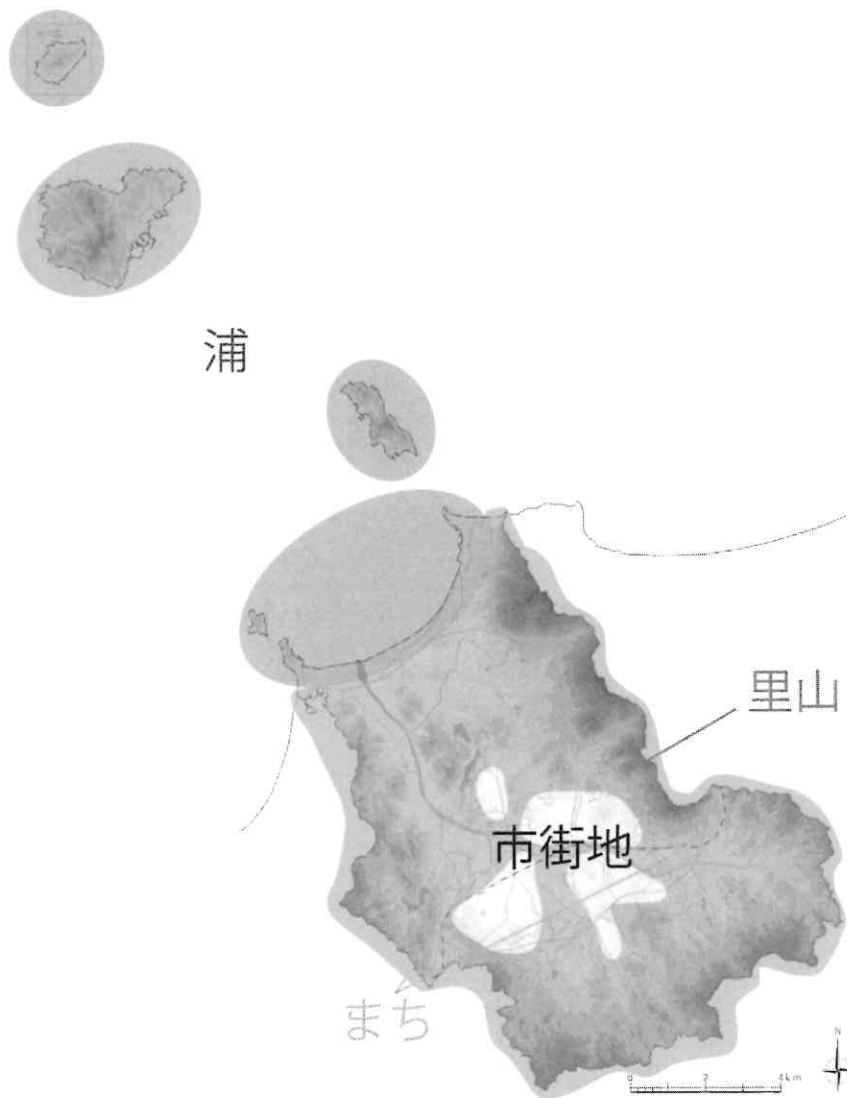


（３）その他の歴史文化遺産

「１．歴史文化遺産調査の概要」の「（１）過去の歴史文化遺産調査の整理」と「（２）現地調査」の成果をまとめる。

作業に際しては、「３．市内の歴史文化遺産の特徴」の記載につながるよう、地域ごとに「もの・こと・ばしょ・ひと」の視点や個々の歴史文化遺産のつながりを持たせたまとめ方をする。

歴史文化遺産のまとめ方（案）



3. 宗像市の歴史文化遺産の特徴

歴史文化遺産の特徴を次の観点からまとめる。

○地域別

○属性別

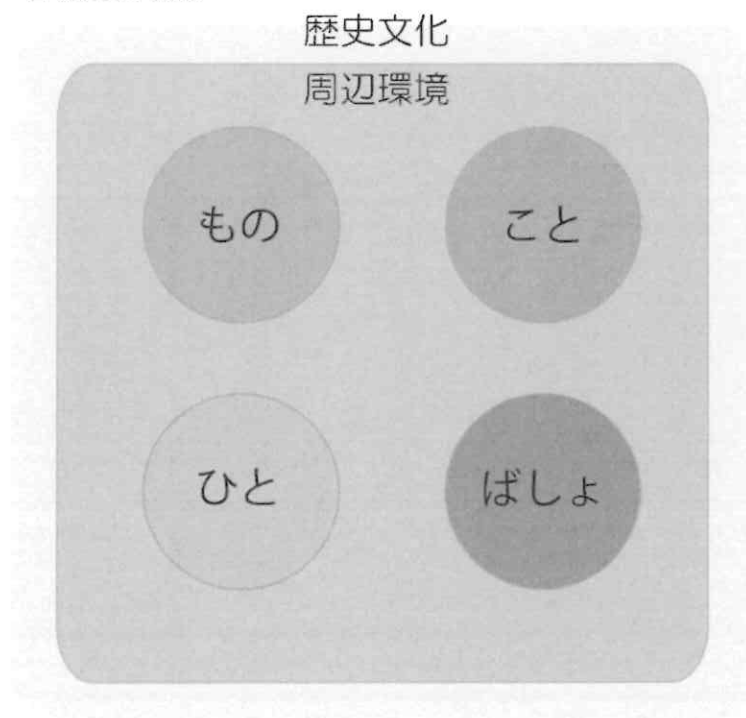
○個々の歴史文化遺産のつながり

第3章 宗像市の歴史文化

1. 歴史文化とは

この計画における歴史文化とは、歴史文化遺産とその周辺環境（自然環境・周囲の景観・歴史文化遺産を支える人々の活動など）とが一体となったものを意味します。本市の多様な歴史文化遺産を多面的な視点で捉え、価値や魅力を高め、効果的な保存と活用 of 取り組みを考える上では、個々の歴史文化遺産のつながりや本市の歴史文化の特徴を踏まえることが重要です。

図 歴史文化の概念



宗像市の歴史文化を捉えるための視点・キーワードを次の視点で整理。

○歴史文化遺産 地域ごとの特徴

○周辺環境

- ・自然 豊かな自然環境（玄界灘・釣川・四塚連山など）
- ・地理 北部九州沿岸部に位置する陸・海の交通の要衝地（海の道・陸の道）
- ・活動 昔と変わらない歴史文化遺産を支える人々の活動（漁業・農業・伝統産業）
- ・景観 歴史や活動の記憶を伝える景観がある（漁村・農村・赤間宿の街並み）

2. 宗像市の歴史文化

地域で捉えた歴史文化

○浦々

漁村集落や街並み・祠や神社・豊漁と航海安全にまつわる信仰・玄界灘・漁業など

○里山

歴史文化遺産：農村集落・街並み・祠・神社・農業・酒造り・無病息災や里の恵みに感謝し五穀豊穡を祈る人々の活動・豊かな里山の自然など

○まち

赤間宿の街並み・酒造りなどの伝統的産業・祭事など

○市街地

日の里団地や自由ヶ丘団地・団地の歴史を物語る住宅・コミュニティ活動など

共通の属性で捉えた歴史文化

○信仰

不動尊信仰・宗像三女神信仰・恵比寿信仰・宗像四国八十八霊場・地域の祭り・関わる人々の活動など

○みち

唐津街道・航路・鉄道・人や物の往来・文化の発達・人々の活動など

○自然

四塚連山・さつき松原・釣川・関連する歴史文化遺産・人々の活動など

○宗像氏

宗像一族・大宮司家・宗像大社文書・宗像大社・沖ノ島・祭事など

○自然

四塚連山・さつき松原・釣川・関連した人々の活動など

3. 宗像市の維持向上すべき歴史的風致

本市が平成28年に認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」において記載した「歴史的風致」（地域におけるその固有の歴史および伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境）は歴史文化の概念に含まれるため、その内容について記載。

○宗像大社ゆかりの歴史的風致

○宗像の浦々にみる歴史的風致

○八所宮の御神幸祭にみる歴史的風致

○唐津街道赤間宿にみる歴史的風致

4. 歴史文化の特徴

宗像の歴史や自然を色濃く反映した多様な歴史文化

第4章 関連歴史文化遺産群と歴史文化遺産保存活用区域

1. 関連歴史文化遺産群

関連歴史文化遺産群とは、歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って市内の多様な歴史文化遺産を一定のまとまりとして捉えたものです。

※検討中

○宗像一族の痕跡（世界遺産関連）

概 要：宗像郡（今の宗像市、福津市）は古くから、宗像一族、のちの宗像大宮司家がおさめていた地域でした。現在でも古文書や伝承、遺跡等、宗像各地にその痕跡が残されています。

歴史文化遺産：沖ノ島 宗像君徳善 尼子娘 新原・奴山古墳群 宮地嶽古墳 宗像大宮司家 増福院 菊姫 白山城 城山 許斐山 神宝館 宗像文書 宗像大社辺津宮本殿、拝殿 阿弥陀経石 石像狛犬 色定法師一筆一切経など

○四塚連山～むなかたのシンボル～

概 要：市の東部には湯川山(471.3m)、孔大寺山(498.8m)、金山(317.3m)、城山(369.2)の山々が連なっています。この4つの山を総称して「四塚連山」と呼ばれ親しまれてきました。これらの山々はひとびとの生活に恵みや産業を与えるとともに、多くの歴史の舞台ともなりました。

歴史文化遺産：修験道 金山 山城 縦走 国境 平家伝説 金ひきうす 平笠塔婆など

○むなかたの道

概 要：さまざま事象に彩られた宗像市の歴史をひも解くと、先祖がたどったさまざまな「道」が現れます。宗像では、陸の道だけでなく、海や川も道となり多くの物資・文化を運んできました。それらの道をたどっていくと、宗像の祖先の痕跡、特徴が浮かび上がってくるようです。

歴史文化遺産：曾畑式土器 大陸系遺物 対外交渉 沖ノ島 武丸大上げ遺跡 唐津
街道 朝鮮出兵のみち 赤間宿 海女の用具 玄界灘の漁労具 釣川
など

○宗像の平家伝説

概 要：中世、西日本は平家の拠点であったので、平家滅亡後も民衆の心の中
に生きてきたものが、宗像各地に伝説として残っています。

歴史文化遺産：平知盛の墓(ひらとも様) 赤間陵厳寺薦神社 二位の尼 生目神社
上八日明八幡社の平景清 宗像神社阿弥陀仏経石にまつわる平重盛や
船大将許斐妙典の話 旧勝島漁民の平家末裔伝承 吉留の平家塚(平国
政、二位の尼) 平信盛笠塔婆

○釣川と人々の営み

○浦・里・まちの暮らし

○信仰の継承（一部世界遺産関連）

※関連歴史文化遺産群の説明に際しては、上記内容のほか、地図等を使用。

2. 歴史文化遺産保存活用区域

歴史文化遺産保存活用区域とは、歴史文化遺産が特定の場所に集中している場合、
その周辺環境を含め、歴史文化遺産を核として文化的な空間を創出するための計画区
域のことを言う。

本計画においては、国指針に基づき、歴史的風致維持向上計画に記載の重点区域の内
容を記載。

第5章 歴史文化遺産の保存と活用に関する現状と課題

1. 調査研究に関する現状と課題

(1) 現状

- 開発や重要遺跡の内容確認に伴う埋蔵文化財発掘調査の実施と報告書の発行。
- 指定案件としての調査の実施。
- 県主体による総合的調査の実施。
 - 「中近世城館遺跡等詳細分布調査」(H24～28)
 - 「近代和風建築総合調査」(H27～29)
- 市史編さん事業に伴う各分野の調査の実施と市史の発行。
- 世界遺産に関する調査研究の実施と報告書の発行。

(2) 課題

- 調査分野に偏りがあり未把握の歴史文化遺産が存在する。
- 整理が不十分など過去の調査成果を十分に活用できていない。
- 計画的な調査や悉皆調査が実施できていない。

2. 保存に関する現状と課題

(1) 現状

- 文化財保護法や条例に基づく指定・登録による保護措置の実施。
- 指定文化財については、国・県・市補助金により修復・修理・防災設備の整備等を実施。
- 史跡の公有地化を実施。
- 防犯・防火については、文化財防火デーに合わせ、宗像地区消防本部による指定文化財の防火施設の点検や、宗像大社では消防訓練を実施。
- 埋蔵文化財については、開発等について事前に協議を行うことで、試掘や発掘調査により、遺跡の消失を未然に防止。
- 埋蔵文化財や民具等を海の道むなかた館と大井収蔵庫(旧大井浄水場)で収蔵。
- 景観については、「宗像市景観計画」によって地域の特性に応じた景観形成の基準を定めている。

(2) 課題

- 価値が十分に検討・評価・認知されないまま失われつつあるものがある。
- 人材不足や金銭的理由などにより適切に保存ができていない、または困難なものがある。
- 自然災害や火災発生時において初期対応等の体制や設備が整っていないところがある。
- 収蔵施設の老朽化と収蔵空間に制限がある。

3. 活用に関する現状と課題

(1) 現状

- 田熊石畑遺跡の整備と一般公開、イベント（周年祭・秋祭り）等の実施。
- 海の道むなかた館の世界遺産ガイダンス施設としての機能や埋蔵文化財を中心とした展示。
- 海の道むなかた館やイベントにおける体験学習の実施。
- 市内小学校の社会科見学の受け入れ。
- 館長講座（月 1 回）の実施。
- 市内小学校におけるふるさと学習や世界遺産学習の導入。

(2) 課題

- 活用の推進による歴史的価値の欠如が懸念。
- 歴史文化遺産の価値や魅力を十分に引き出しきれていない。
- 魅力的で効果・効率的な情報発信や見せ方が不十分。
- 活用分野に偏りがある。（考古中心）

4. 推進体制に関する現状と課題

(1) 現状

- 文化財部局 14 名、世界遺産担当部局 8 名を中心に事業を推進。
- 庁内では商工観光課、都市計画課等の関連課においても保存と活用の事業を実施。
- 市内には文化財の保存と活用に関わる市民団体やボランティアが数多く存在し、それぞれが取り組みを実施。

○海の道むなかた館では来館者への解説や体験学習等の指導を目的とした地域学芸員、約 70 名が活動中。

○文化財保護審議会委員等有識者の協力・指導を得ながら専門調査を実施。

○田熊石畑遺跡歴史公園（いせきんぐ宗像）では市民協働による史跡の維持管理を実施。

（2）課題

○専門職の専攻分野に偏りがある。

○人材不足。

○内外部における情報共有・連携不足。

第6章 歴史文化遺産の保存と活用に関する方針と措置

1. 目指す将来像

2. 基本方針

(1) 調査研究

(2) 保存

(3) 活用

(4) 推進体制

2. 措置

(1) 調査研究

(2) 保存

(3) 活用

(4) 推進体制

第7章 関連歴史文化遺産群の課題と措置に関する事項

関連歴史文化遺産群の課題と措置に関する事項について表などを用いて整理する。

第8章 歴史文化遺産保存活用区域の課題と措置に関する事項

歴史文化遺産保存活用区域の課題と措置に関する事項について表などを用いて整理する。

第9章 計画の進捗管理と評価の方法

検討中

○年度ごとの評価

○庁内関係課にヒアリング

○進捗管理シートの作成

○文化財保存活用地域計画協議会に意見を求める など

課題	方針	目指す将来像	事業名	方針との対応	事業内容（太字は新規事業）	関係者				事業実施期間			庁内連携部局																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
						地域団体	所有者	専門家	行政	短期（～3年）	中期（～6年）	長期（～10年）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
ち 歴 史 文 化 遺 産 を 過 去 か ら 現 在 、 さ ら に 未 来 へ と 繋 ぎ 、 歴 史 文 化 を 継 ぎ 育 む 賑 わ い の あ る ま																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
調査	基本方針 魅力や価値の再発見	調査-1 幅広い分野の歴史文化遺産の把握と調査研究を推進する	むなかた遺産調査研究事業 （対象：未指定の歴史文化遺産）	調査-1	市内の歴史文化遺産に関する調査研究と調査報告書の刊行	○	○	○	◎	新規																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			指定文化財等調査研究事業 （対象：埋蔵文化財・指定文化財）	調査-1	埋蔵文化財・指定文化財に関する調査研究と報告書の刊行		○	◎	◎	継続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			世界遺産調査研究事業 （対象：世界遺産）	調査-1	世界遺産に関する調査研究と『沖ノ島研究』刊行		○	◎	◎	継続			世界遺産課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			新修宗像市史編さん事業 （対象：全ての歴史文化遺産）	調査-1	新修宗像市史編さんに関する調査研究と『新修宗像市』の刊行	○	○	◎	◎	継続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			情報収集整理事業 （対象：全ての歴史文化遺産）	調査-1	調査成果・刊行物等の収集と整理（リスト・マップ化・デジタルアーカイブの活用）		○	○	◎		新規																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
保存	基本方針 次世代への確実な継承	保存-1 調査により価値を明らかにし、必要に応じ指定等の保存措置を図る 保存-2 未指定の歴史文化遺産にも保存の方策を検討する 保存-3 適切な保存・保全（計画策定等の推進など）を行う 保存-4 公的財政支援（補助金）や民間資本を活用する 保存-5 人材育成・技術的支援（相談・助言）を行う 保存-6 防災・防犯の取り組み強化を行う 保存-7 適切な維持管理を行う	むなかた遺産保存事業	保存-2	顕彰制度、緩やかな保護制度の検討（市民遺産・市登録文化財など）		◎	○	◎		新規																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			（対象：未指定の歴史文化遺産）	保存-4	公的財政支援の検討や民間資本の活用		◎	○	◎		新規		財政課・経営企画課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				保存-5	人材育成・技術的支援（相談・助言）		◎	◎	◎	新規																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				保存-6	防災・防犯意識向上の取り組み（広報活動）	◎	◎	○	◎	新規			防災企画課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				指定文化財等保存事業	保存-1	文化財の指定・登録		○	◎	◎	継続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			（対象：埋蔵文化財・指定文化財）	保存-3	保存活用計画の作成と運用（取扱い手引きの作成）	○	◎	○	◎	継続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				保存-4	公的財政支援と民間資本の活用		◎	○	◎	継続			財政課・経営企画課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				保存-5	人材育成・技術的支援（相談・助言）		◎	◎	◎	継続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				保存-6	防災・防犯の取組（広報活動・防災計画・訓練・設備整備）	◎	◎	○	◎	新規																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				保存-7	収蔵空間の維持管理と新たなスペースの検討、収蔵基準の明確化（収蔵計画、受け入れ基準の作成、収蔵施設の一元化）		◎		◎	継続			財政課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				世界遺産保存事業	保存-3	モニタリング・保全活動（見回り・清掃）	◎	◎	○	◎	継続			世界遺産課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			（対象：世界遺産）	保存-3	関連計画作成（世界遺産を活用した街づくり計画）		○	○	◎	新規			世界遺産課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				保存-3	国宝台帳の完備・更新		◎		◎	継続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			周辺環境保存・保全事業 （対象：全ての歴史文化遺産）	保存-3	歴史文化遺産周辺の景観・環境の保存・保全（保存・保全活動・条例による指導）	◎	◎	○	◎	継続				都市計画課・維持管理課・建設課・環境課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
活用	基本方針 価値の共有	活用-1 歴史的価値の保存・保全を前提とした活用（整備）を行う 活用-2 保存へとつながる活用（保存意識の醸成・後継者育成）を行う 活用-3 ストーリー性を持たせた「点」から「面」によるむなかた遺産を活用する 活用-4 最新の調査成果を反映する 活用-5 観光振興（周遊性の向上）や地域活性化の視点を持つ 活用-6 戦略的な情報発信を行う（地域密着型：市やコミュニティ広報誌。来訪者向け：SNSやHP） 活用-7 多様なニーズや個々の理解レベルへの配慮を行う	むなかた遺産総合活用事業	活用-2・3・4・5	歴史文化遺産もがたり事業（四曜にまつわる河童伝説など）	○	○	○	◎	新規			商工観光課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			活用-6	SNS・HP・むなかた電子博物館、市・コミュニティ広報誌の活用	◎	○		◎	継続			世界遺産課・秘書政策課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
				海の進むむなかた館の管理・運営（展示リニューアル）				◎	継続			世界遺産課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			活用-5	海の進むむなかた館と地域のネットワーク形成（ツーリズム・コミュニティ展示）	◎	○		◎	新規			コミュニティ協働推進課・商工観光課・健康課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			活用-7	郷土関係文献・刊行物等の公開（郷土資料室とHPでの文献検索）				◎		新規																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			（対象：全ての歴史文化遺産）	活用-2・7	活用事業（ふるさと学習、むなかた歴史クラブ、ルックルック講座）	◎			◎	継続			世界遺産課・教育政策課・コミュニティ協働推進課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				指定文化財等活用事業	活用-1・2・4	整備・公開事業（田熊石畑遺跡、桜京古墳、田野瀬戸古墳）	◎	◎	◎	◎	継続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			（対象：指定文化財）	活用-1・2	田熊石畑遺跡歴史史公園の管理・運営（田熊石畑遺跡村づくりの会）	◎			○	継続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				世界遺産活用事業	活用-2・4・6・7	デジタルアーカイブ事業		○	○	◎	継続			世界遺産課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			（対象：世界遺産）	活用-2	世界遺産学習	○			◎	継続			教育政策課・世界遺産課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
周辺環境活用事業 （対象：全ての歴史文化遺産）	活用-1・5	歴史文化遺産周辺の景観・環境の整備（修景事業など）	◎	◎	○	◎	継続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
推進体制	基本方針 協働で推進	体制-1 多様な分野に対応可能な職員の総合的マネジメント能力を向上する 体制-2 幅広い人材の確保・育成と各専門家とのネットワークの構築を行う 体制-3 行政と地域の役割を明確にし市民協働による保存活用を推進する 体制-4 地域で歴史文化遺産を見守る体制を整備する 体制-5 関わる人々などの連携強化や協力関係の構築、情報交換機会を創出する	保存活用推進体制整備事業	体制-2・3・5	地域や関係者との協働・連携による体制整備	◎	◎	◎	◎	新規			コミュニティ協働推進課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			体制-5	庁内推進委員会の運営		◎	◎	◎	◎	新規			関係部局すべて																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			体制-2			人材育成（担い手・後継者・語り部など）	◎	◎	◎	◎	新規																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			体制-1	調査	文化財専門職員のマネジメント能力向上（専門研修など）			○	◎	継続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			体制-5	文化財保護審議会の運営	地域で見守る体制の整備（文化財保護指導委員の設置など）	指定文化財所有者との情報共有、コミュニケーション機会の創出	災害等発生時の体制整備（初期対応・連絡・外部支援受け入れ）	文化財保存活用地域計画協議会の運営	活用団体との情報共有、コミュニケーション機会の創出	◎	◎	◎	◎	継続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			◎								◎	◎		新規																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			◎								◎		◎		新規																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
			○							◎	○	◎		新規		防災企画課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			◎							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎